

京都の文化財

第二十三集

京都府教育委員会

序 文

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、国指定の文化財だけでなく、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都の歴史や文化を理解する上で、また新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持っています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することが、これからの生涯学習社会にいてますます大切になってきています。

京都府教育委員会では、条例に基づく第二十三回目の指定、登録、決定を行い、平成十七年三月十八日付で公示しました。今回の指定、登録、決定は十五件で、これまでの合計は六七三件となりました。このうち、四十件が国の重要文化財等に指定され、そして登録文化財二件の取消しにより、現在の指定、登録、決定等の実数は六三一件となっています。

この『京都の文化財』第二十三集は、今回指定、登録、決定を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関各位に多大な御協力をいただいたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十七年十月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡例

- 一、本図録には、第二十三回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
 - 名称 員数 (指定・登録の別)
 - 所在地の住所
 - 所有者
 - 法量 (単位はセンチメートル) ・構造形式等
 - 時代
 - 解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。



目次

序文
凡例

有形文化財

建造物

禪林寺

京都市……………1

阿弥陀堂 方丈 勅使門 鐘樓

御廟 中門

丹後震災記念館

京丹後市……………6

阿上三所神社

本殿(附棟札・覆屋) 拜殿

京丹波町……………8

美術工芸品

絵画

絹本著色浄阿真観像

京都市(金蓮寺)……………11

彫刻

本心乾漆菩薩坐像

京都市(金蓮寺)……………13

工芸品

金銅蓮華形柄香炉

京都市(廬山寺)……………16

典籍

紺紙金字法華經

京都市(妙顕寺)……………18

白紙金字法華經

京都市(妙顕寺)……………20

古文書

寂照院金剛力士像造立結縁交名

(紙背御成敗式目) 長岡京市(個人)……………22

鹿王院文書 京都市(鹿王院)……………24

歴史資料

曳覆曼荼羅版木 加茂町(西明寺)……………26

無形文化財

工芸(手すき和紙)

丹後二俣紙 大江町……………28

史跡名勝天然記念物

天然記念物

夜久野玄武岩柱状節理 夜久野町……………30

文化財環境保全地区

法常寺文化財環境保全地区 亀岡市……………32

文化財紹介シリーズ⑥〔建造物編〕……………34

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧……………42

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区

及選定保存技術件数一覧……………43

建造物

禅林寺

六棟（指定）

京都市左京区永観堂町
宗教法人 禅林寺

阿弥陀堂（二棟）桁行七間、梁行六間、一重、入母屋造、向拜三間、本瓦葺
方丈（二棟）桁行九間半、梁行七間、一重、入母屋造、棧瓦葺

附棟札（二枚）明應八己未の記があるもの

寛永四稔丁卯八月二日の記があるもの

勅使門（二棟）向唐門、檜皮葺

鐘楼（二棟）桁行一間、梁行一間、一重、切妻造、本瓦葺

附棟札（一枚）寛永四丁亥の記がある

御廟（二棟）正面一間、背面三間、側面二間、一重、宝形造、本瓦葺

中門（二棟）一間薬医門、切妻造、本瓦葺、潜附属

附棟札（二枚）正徳第三癸巳仲秋の記があるもの
享保辰の記があるもの

建立年代 阿弥陀堂 慶長一二年（一六〇七）〔本山禅林寺年譜録〕

方丈 寛永四年（一六二七）〔棟札〕

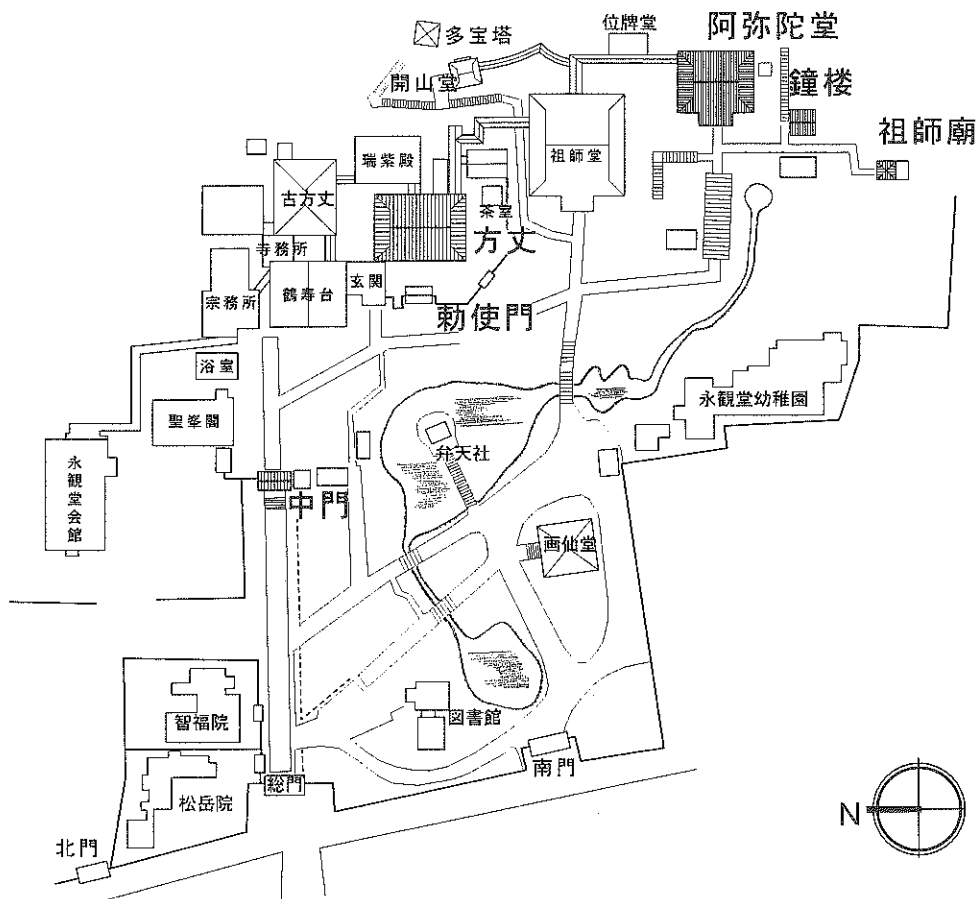
勅使門 文政一三年（一八三〇）〔本山禅林寺年譜録〕

鐘楼 宝永四年（一七〇七）〔棟札〕

御廟 明和三年（一七六六）〔本山禅林寺年譜録〕

中門 正徳三年（一七一三）〔棟札〕

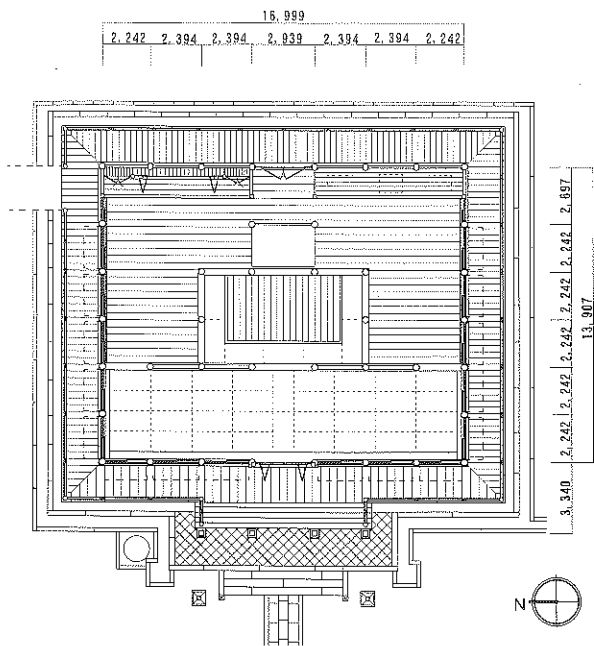
禅林寺は、京都市左京区に位置する浄土宗西山禅林寺派の総本山で、正式名称を聖衆来迎山無量寿院禅林寺といい、第七世法主永観律師にちなんで永観堂と通称される。



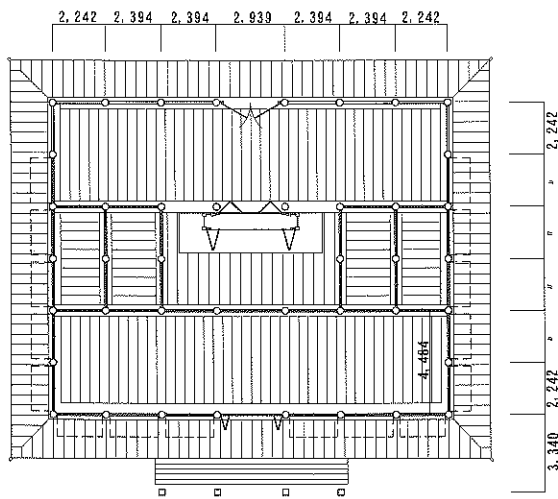
禅林寺全体配置図

創立は空海の高弟真紹（七九七〜八七三）が、九世紀中頃に藤原関雄の山荘を買取り、大日如来など五像を安置したことに始まると伝わる。『日本三代實録』によると、貞観五年（八六三）に定額寺に列せられ、真言密教の道場として栄えた。延久四年（一〇七二）に東大寺の永観が入寺して、境内に東南院（後の聖衆来迎院若しくは無量寿院）を建立し、念仏道場として知られるようになる。その後、真言宗の珍海、静遍を経て、法然の高弟で浄土宗西山派の派祖、証空が入寺し、次第に浄土宗寺院となった。応仁の乱で壊滅的な打撃を受けたものの、第二十九世在空以後、数代にわたって復興された。第三十六世智空（一五二九〜一五八六）の下、勸学院が設置されたことで、浄土宗本山寺院の基が築かれた。元和元年（一六一五）には浄土宗西山派本山であることを正式に認められ、江戸時代を通じて多くの学者を輩出し、寺勢を誇った。

近世以降は、第三十七世果空と第三十八世頂空の代である桃山から江戸時代前期にかけて伽藍が整えられたとされる。近世の伽藍景観は、『都名所図会』（安永九年（一七八〇））に見ることができ、祖師堂（御影堂）と鎮守社が境内山



禅林寺阿弥陀堂平面図



四天王寺の曼荼羅堂復原平面図



禅林寺阿弥陀堂

手の一段高い地盤に建てられているほかは、現在と概ね同じである。現祖師堂（御影堂）は、大正元年（一九一三）、地盤を下げた際、再建されたものである。ちなみに、旧祖師堂は、現在下京区の上徳寺に移築されている。

近代、境内は大正以降昭和初期にかけて整備され、堂宇を繋ぐ廊下、諸堂の改造、画仙堂（大正三年（一九一四））、多宝塔（昭和三年（一九二八））、図書館（昭和五年（一九三〇））等の新築が行われ、現在に至っている。

阿弥陀堂は、『本山禅林寺年譜録』（以下、年譜録）によると、慶長十二年（一六〇七）に大阪住人河村久目斎宗悦の寄付で、四天王寺の建物を移築したものがある。禅林寺蔵、正安四年（一三〇二）製作の絹本着色当麻曼荼羅図（重要文化財）の旧軸木銘と裏書によると、慶長二年（一五九七）に河村久目斎が、肥後国萬善寺伝来の曼荼羅と小堂（曼荼羅堂）を四天王寺に寄進したという。ところが、曼荼羅堂の置かれた場所が上古の食堂の跡であったため、当時、四天王寺の復興を手掛けていた豊臣秀頼の命により、曼荼羅と共に禅林寺へ寄付されることとなった。禅林寺に移された曼荼羅堂は、阿弥陀堂として改修され、堂

内中央には木造阿弥陀如来像(見返り阿弥陀…重要文化財)を祀り、北脇壇には当麻曼荼羅を掛け、南脇壇には豊国神像を祀ったという。

阿弥陀堂は境内東南に位置し、西面する。桁行七間、梁行六間の規模で、四周に高欄付縁を廻す。正面三間に向拝が付き、五級の木階を設ける。組物は平三斗、軒は二軒繁垂木、屋根は、入母屋造本瓦葺である。

内部は、西側二間を外陣とし、その東側の桁行三間梁行二間を内陣とする。さらに東に四天柱を立て、一間四方の内々陣を突出させ、須弥壇を置く。内陣の両脇を脇陣、東側を後陣として、奥側両脇間に脇壇を造る。正面の建具は両開折棧唐戸を吊り、他は半藪戸や明障子、両開板戸とする。内外陣境の結界には、中敷居と吹寄菱欄間を用いる。建物の軸部、化粧垂木等は主にベンガラ塗とし、向拝組物、内陣等は、極彩色で飾る。

現建物の脇陣虹梁は、後陣を広げ、脇壇を新たに造ったことによる改変で、元来後陣にあったものと考えられ、移築前の建物である曼荼羅堂の復原もある程度可能である。また、円柱の多くが高根継されていることや、小屋裏に多くの転用古材が使用されていることも移築を裏付ける。

阿弥陀堂は、慶長二年(一五九七)四天王寺で建立され、わずか十年後の慶長十二年に同寺から移築改修されたことが形式技法、資料及び部材痕跡から確認できる。禅林寺境内の桃山から江戸時代初期の成立過程を知る上で、また、京都市内に残る慶長年間の浄土宗本堂建築として大変貴重といえる。曼荼羅堂の復原も含め、四天王寺の歴史を研究する上でも重要である。

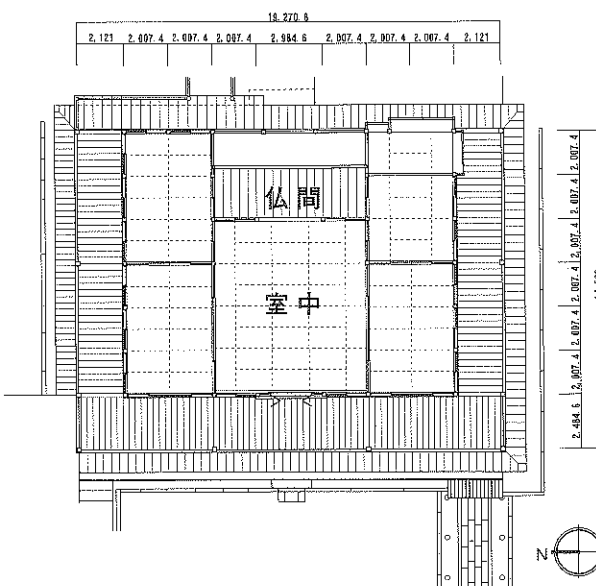
方丈は、境内の東北寄りに位置し、釈迦如来像を祀ることから、現在は釈迦堂とも呼ばれる。小屋裏からは棟札が四枚発見され、寛永四年(一六二七)の建立であることがわかる。平面は、六間取の方丈形式で、室中と仏間境の間仕切が両脇の間より一間後方に設けられている。それぞれの部屋は襖絵の画題にちなみ、北面前列を「虎の間」、後列は「四季の間」、南面前列は「松の間」、後列は「仙人の間」と称される。室中には、長谷川等伯(一五三九〜一六一〇)の筆である紙本波濤図〔重要文化財〕や秋草図が描かれ、「虎の間」には長谷川派による竹虎図を見ることが出来る。他の部屋は長谷川派と狩野派の絵が混在して



禅林寺方丈



禅林寺方丈「仙人の間」



禅林寺方丈平面図

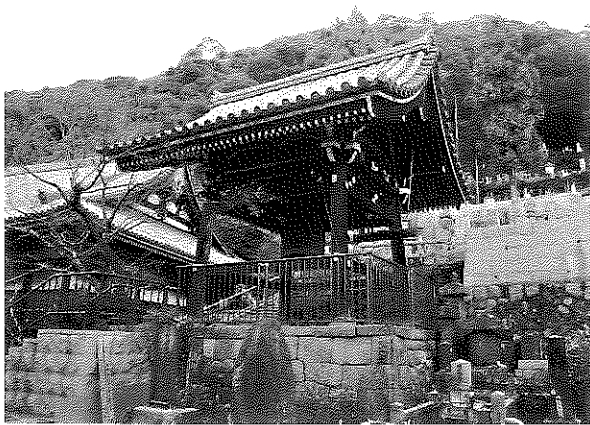
いる。紙面に切り縮められた跡が見られること、桃山時代まで遡るものが大半であることから、これら襖は前身方丈も飾っていた可能性がある。現在、室中の波濤図は軸装され、仏間境の秋草図は他所に寄託されている。

軸組は面取角柱を建て、背面のみ柱頭に舟肘木を載せ、他は直接桁を受ける。軒は一軒疎垂木、屋根は入母屋造の棧瓦葺である。内部は畳敷で「仙人の間」は上段を設け、書院、床、違い棚が備わる。正側面三方に広縁が、さらに四周には落縁が廻る。さらに正面のみに濡縁が取付く。仏間は三間に二間の板間で奥に仏壇を設ける。室中仏間境の中央間は、長押を一段上げて二本溝襖四枚引き違いとなるが、槌端と敷居は後補で、柱に長押がまわっていた痕跡があること、この柱間を飾っていた襖八面（秋草図・桃山時代）は、元々仏間に貼られていたとする研究もあることから、当初は襖がなく、吹き放ちであったと考えられる。屋根は現在、棧瓦葺であるが、『都名所図会』では植物性屋根材で描かれており、『年譜録』によると、明治十三年（一八八〇）の修理の際、瓦に葺き替えられたちある。その他に大きな改変は見当たらない。

方丈は、棟札から建立年代が特定でき、改造も少なく、江戸時代前期の方丈建築として貴重である。また、同じ浄土宗西山派の光明寺方丈は、再建の際に前身の規模を変え、禅林寺と同規模にして再建されており、同寺との関係を知る上でも重要である。

勅使門は、方丈の西側正面に建つ四脚門形式の向唐門である。棟札は確認できないが、『年譜録』によると文政十三年（一八三〇）に完成し、大工棟梁は尾州竹中和泉正敏であったことがわかる。本柱を円柱、控柱は上下粽付の角柱とし、柱間を獅子、象、龍等の彫刻で飾る。花狭間付棧唐戸を吊り、本控柱間の腰にも花狭間を嵌めている。当時の京都では珍しく内部を繰り抜いた木鼻を用いる意匠が特徴で、他地域の大工の影響をみることができると推察される。

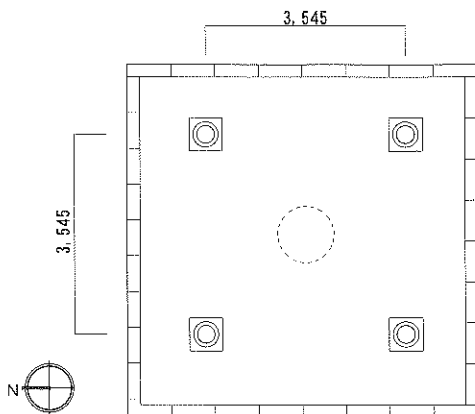
鐘楼は、阿弥陀堂の西南に建つ。棟札より、宝永四年（一七〇七）の建立であるとわかる。方一間吹き放ちで、四方転び円柱を貫て固める。屋根は切妻造、本瓦葺で、梁間虹梁に桁行方向の大梁を架け、鐘を吊る。中備に板葺を二個ずつ備えている。現在の鐘には寛保三年（一七四三）の年紀がある。当鐘楼は、棟



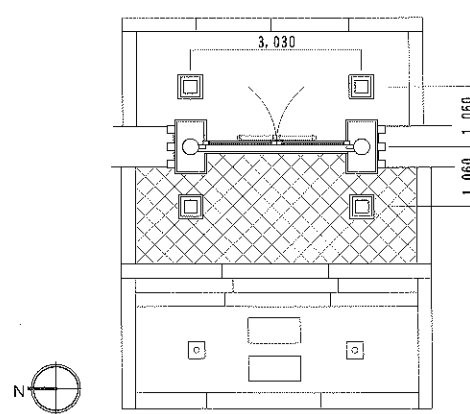
禅林寺鐘楼



禅林寺勅使門



禅林寺鐘楼平面図



禅林寺勅使門平面図

札から建立年代が判明し、江戸時代中期の鐘楼として貴重である。また、大工棟梁永井勘右衛門の名前も確認でき、中門と同じ系統の工匠によるものと考えられ、禅林寺境内整備の過程を研究する上で重要である。

御廟は、境内南端の墓地の中に位置する。明和三年（一七六六）の建立で切石積基壇上に建つ。「禅林寺誌」によると、中央に阿弥陀坐像、左右に西山上人（第十三世証空）と西谷上人（第十七世法興）を祀っていた。平面は十三尺四方のほぼ正方形で、屋根は宝形造、本瓦葺である。改造を受けているものの、復原が可能である点が評価できる。江戸時代の浄土宗廟建築を考える上で重要な建物である。

中門は、境内北寄りに位置する大型の薬医門で南側に潜が附属する。現在は拝観入口となっており、南に門番所（現在売店、改造大）が建っている。棟札が二枚確認でき、正徳三年（一七一三）の建立、大工は永井茂光であることが判る。「年譜録」にもあるように、建立後間もない享保二十一年（一七三六）に、境内整備の一環として南に曳屋されたことも、もう一枚の棟札から読みとれる。当門は、棟札から建立年代及び鐘楼と同じ系統の大工名が判明した点で重要である。また、曳屋の棟札から境内整備の過程を知ることができる点も評価できる。

禅林寺には、桃山時代から江戸時代後期までの建築が群をなして建ち、当寺の伽藍の変遷を考える上で評価できる。中でも阿弥陀堂は、大阪四天王寺からの移築と建立年代が形式技法、資料及び部材痕跡から確認でき、京都市内に残る慶長年間の浄土宗本堂建築としてたいへん貴重である。方丈も改変が少なく、江戸時代前期の建物として評価できる。その他の建造物も棟札、資料から建立年代がすべて判明し、本山伽藍を構成する建物群が保存されている点で重要である。

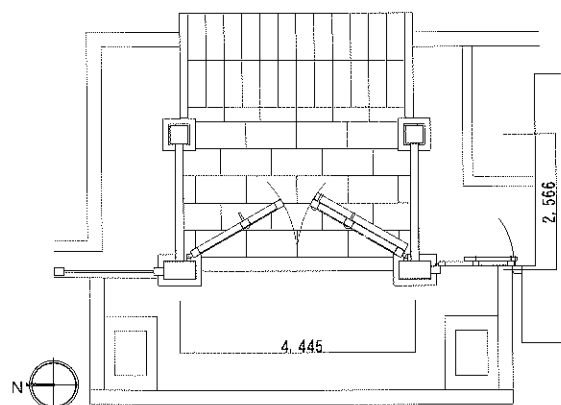
（岡本 公秀）



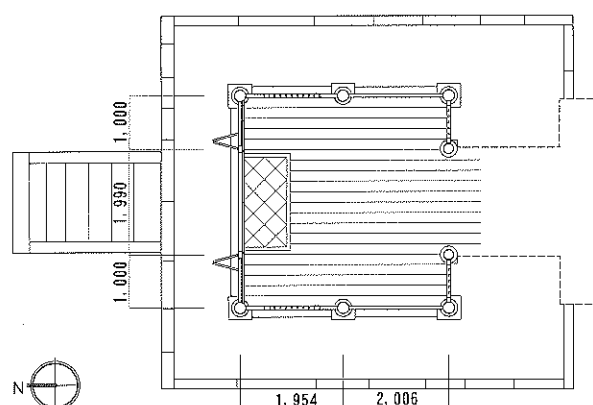
禅林寺中門



禅林寺御廟



禅林寺中門平面図



禅林寺御廟平面図

丹後震災記念館

たんごしんさいきねんかん

一棟（指定）

京丹後市峰山町杉谷

京丹後市

鉄筋コンクリート造、建築面積五二六・一六平方メートル、地上二階地下一階建、塔屋付、陸屋根

建築年代 昭和四年（一九二九）

丹後震災記念館は、京丹後市峰山町杉谷に位置する鉄筋コンクリート造、地上二階、地下一階の建物である。

昭和二年（一九二七）三月七日、丹後地域を襲った北丹後地震は、この地方に甚大な被害を与えた。中でも峰山町の被害は大きく、市街の九七％が灰燼に帰したと伝えられている。当建物は復興に際して、被災者の霊を弔い、震災の教訓を活かすことを目的として計画された。請負計画書によると、事業者は京都府、施工は京都市の山虎組であった。昭和四年（一九二九）十二月に竣工したという。竣工翌年には、被災者の慰霊や震災記念物の保存、地震に関する研究、社会教化事業を目的とした財団法人「丹後震災記念館」が設立された。事業の一環として、戦前戦後を通して毎年丹後各町村の関係者の方々御出席の下、合同慰霊祭が行われていたが、昭和二十九年（一九五四）九月に解散した。その後、建物は峰山町に移管され、図書館及び公民館として使われた。現在は京丹後市の埋蔵文化財の事務所、武道の練成道場として使用されている。

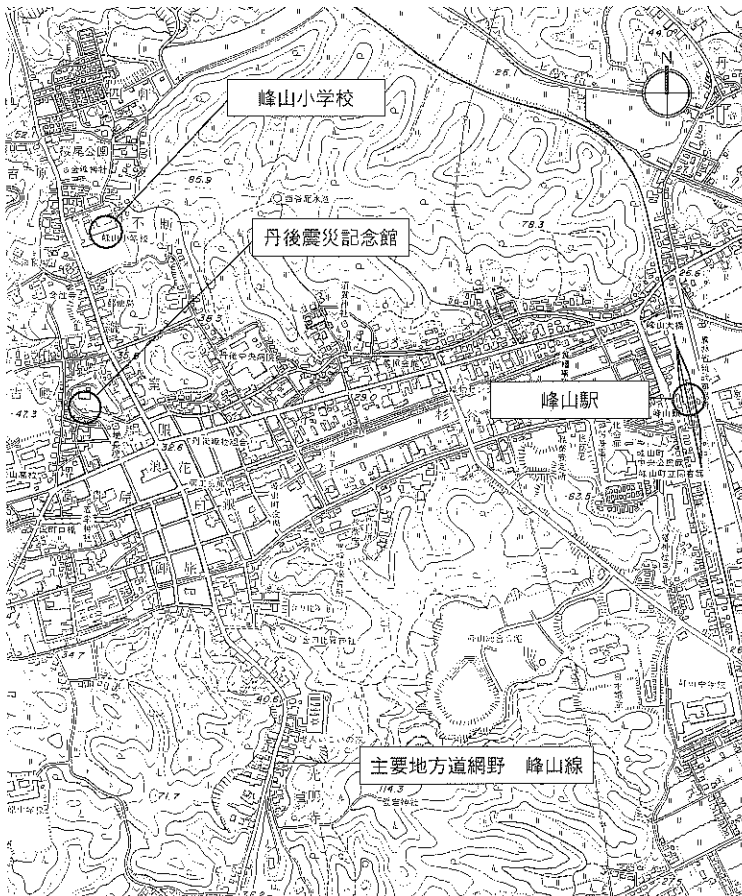
設計は、京都府庁旧本館にも携わった京都府技師一井九平である。彼は、震災直後、復興のため丹後地方に設置された京都府峰山出張所に技術職の責任者として赴任し、公共施設の設計に当たった。赴任当時一井は五十九歳であり、京都府峰山出張所が閉鎖された昭和四年三月まで復興のために力を尽くし、六十歳で退職している。現存する峰山小学校本館も彼の作品の一つで、記念館竣工の二ヶ月前に竣工しており、外観のデザインや仕上げは震災記念館と類似し

ている。施工の山虎組は、京都市役所庁舎の施工でも知られる。

平面は、玄関、事務室、展示室を含む正面部分（南北棟）に、武道場（元講堂、東西棟）が背面から取り付き、全体が丁字型をしている。武道場の背後には祭壇と倉庫が突出し、正面には車寄せのポーチが設けられる。ポーチと二階の窓にアーチを用いた外観は、シンプルな意匠とし、軒蛇腹と歯飾りをあしらっている。震災直後ということもあって、鉄筋コンクリート造の躯体を採用し、窓の開口を極力小さく設けるなど耐震性を考慮したものと考えられる。

予算書及び設計内訳書では地下室に地震計据付台が計画され、東京帝国大学の地震計が置かれたようである。しかし、現在も地震計が据えられているかは、地下室に入口が無く確認できない。

設計工事内訳書から、総工事費における各工種の占める経費割合を見ると、



丹後震災記念館位置図

躯体工事が約五七%を占めており、仕上工事は約三八%、設備工事は約五%に留まっている。現在の一般的な鉄筋コンクリート造の事務所建築（京都府、兵庫県における震災記念館と同規模のもの）の工事費は、躯体工事約二五〜二八%、仕上工事約二五〜三七%、設備工事約二二〜二八%、共通仮設工事約一七〜一九%である。これらを比較すると、昭和初期には、鉄筋コンクリート造の躯体工事は他工事に比べると、経費を多く必要としたことがわかる。

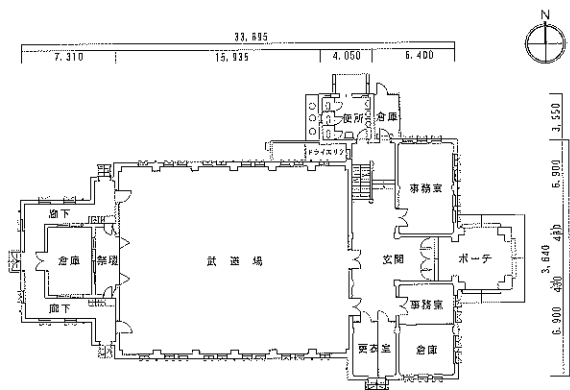
昭和初期の鉄筋コンクリート造の建物は、丹後地域においてはそれほど普及しておらず、現存する類例も少ない。当時、関東大震災を教訓に、久美浜小学校校舎が鉄筋コンクリート造で新築されたばかりで、北丹後地震の被害を免れている。震災後の昭和三年五月に京都府が発行した『奥丹後震災誌』には、「鉄筋コンクリート造は、最も耐火、耐震、耐久なる構造方法なり。」と記載され、最も信頼される構法であったことがわかる。震災記念館及び峰山小学校本館の他には、野田川町の市場小学校校舎が鉄筋コンクリート造で建てられたが、昭和四十六年に建て替えられ現存しない。

耐震性能の向上のため、開口を小さく抑えたラーメン構造を用いる点や、細部にまで配慮した意匠が評価でき、一井九平の数少ない作品として貴重である。武道場（元講堂）祭壇前の舞台撤去及び武道場床の張替がなされているが、当初の姿をほぼそのまま伝える。建設当時の仕様書など工事関係資料が多く残り、昭和初期の建築工事について、詳細がわかる点でも貴重である。

武道場（元講堂）内東壁には、昭和十年に京都市左京区在住の伊藤快彦氏に依頼し、震災時の惨状が描かれた油絵三枚も掲げられている（二枚は縦二・二七メートル、横一・九七メートル。一枚は縦一・九七メートル、横二・二七メートル）。本建物の創立を考える上でも貴重であり、今後とも同場所に展示されることが望ましいと考える。

防災に対する意識が高まる昨今、当初の建設目的である丹後震災を後世に伝える必要性を改めて見直すためにも、今後保存が図られるべき建造物である。

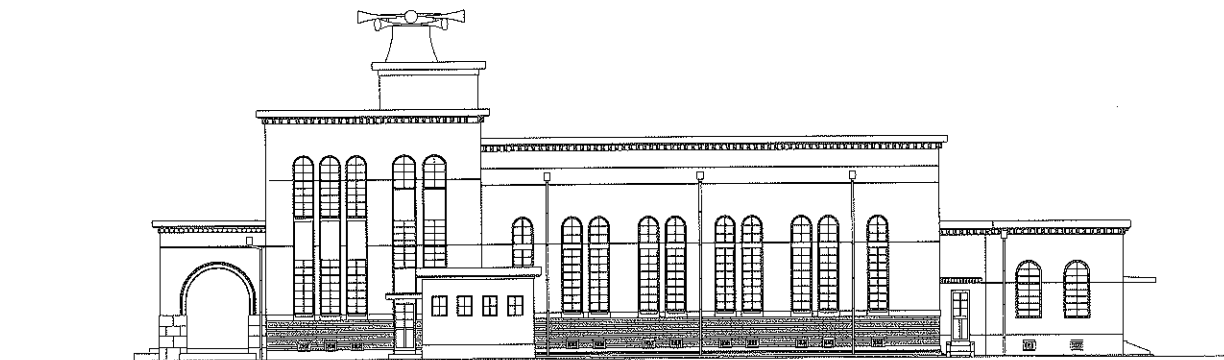
（岡本 公秀）



丹後震災記念館一階平面図



丹後震災記念館正面



丹後震災記念館北立面図

阿上三所神社 (坂原) 本殿及び拝殿 二棟 (指定本殿・登録拝殿)

船井郡京丹波町坂原森ノワキ
宗教法人 阿上三所神社

本殿 (一棟) 三間社流造、こけら葺

附 棟札 (七枚) 造立観応元年庚寅八月十九日の記があるもの

造立永徳二年歳次壬戌八月廿四日の記があるもの

造立応永七年庚辰卯月十三日の記があるもの

造営文亀二年歳次壬戌十一月九日の記があるもの

上屋造立慶安二己丑曆弥生吉祥辰の記があるもの

上棟享保十年龍集乙己冬の記があるもの

造営天保六年乙未三月吉日の記があるもの

附 覆屋 (一棟) 桁行三間、梁行四間、一重、切妻造、銅板葺

拝殿 (一棟) 桁行二間、梁行一間、一重、入母屋造、茅葺 (鉄板板葺)

建立年代 本殿 享保十年 (一七二五) [棟札]

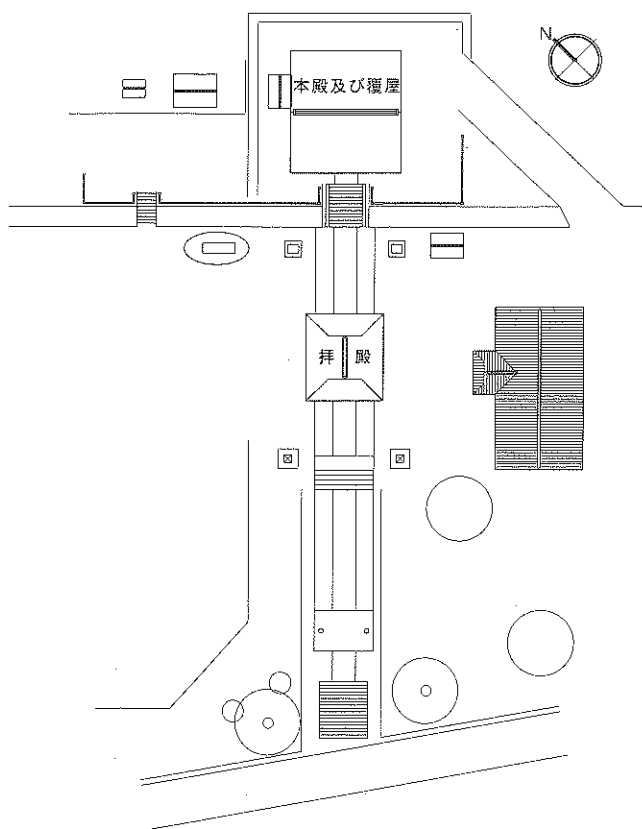
拝殿 江戸後期

阿上三所神社 (坂原) は、船井郡京丹波町坂原森ノワキに位置している。同町内には、同じ名前の神社が他にも三社知られ、それぞれ本庄、下栗野、細谷に鎮座している。徳治元年 (一一三〇六)、当町内の天王山から本庄宮ノ下に遷座したと伝えられる本庄阿上社が惣社と考えられており、坂原には観応元年 (一一三五〇) に勧請された。産土神を祀るとされる本庄阿上社とは異なり、国常立尊・伊諾那岐尊・伊諾那冊尊を祭神としている。当初は、阿上三所大明神と称した。承久の乱での武勲をもって和智荘の新補地頭とされた片山広忠の子孫で、足利尊氏に属し武功をあげた片山高親が大願主となつて、一族と庄民の現世安穩、後世善所を願つて造立されたことが当時の棟札から伝えられる。

元文五年 (一七四〇)、園部藩寺社奉行の『寺社類集』によると、当社は、中世から近世にかけて坂原村をはじめ、十カ村の氏神であった。現在は坂原・中・安栖里の三区を氏子域としている。

本殿は境内の高台に建つ覆屋に収まる。観応元年に創建された社殿は、永徳二年 (一一三八二)、応永七年 (二四〇〇)、文亀二年 (一五〇二) と数度にわたって再建された。現在の社殿は、享保十年 (一七二五)、坂原に住む大工、久保七郎兵衛藤原貞春の手により再建されたことが棟札から判明する。

本殿は三間社流造、こけら葺。内部は内陣・外陣の二室に分けて、高欄と縁を正・側面三方に廻している。軸組は自然石上に円柱を建て、地長押、切目長押、頭貫等で固めている。正面には擬宝珠高欄付きの木階を据え、浜床と浜縁を張る。正面中央間には両開格子戸、両端間は格子戸を嵌める。内部は内外陣境に板扉を開き、桁行方向に鏡天井を張る。組物は拳鼻付きの出組で、蛇腹支輪を四周に廻す。妻は出組で一手持ち出した虹梁上に三斗を置き、そ



阿上三所神社 (坂原) 配置図

の上に二重目の虹梁を載せる。さらに大瓶束を立て、実肘木で化粧棟を受ける。一重目と二重目の虹梁間には、中央に透かし彫りの墓股を飾っている。屋根頂部には箱棟を置き、両端に木製の鬼板を据える。背面柱筋には「松に鶴」「竹に亀」の彫刻を嵌めた脇障子を建てる。

向拝は、角柱四本を建てて頂部に象鼻の付いた虹梁形頭貫を嵌める。組物は、杵肘木で両端のみ連三斗とする。丸彫の手挟を組物上部に飾り、中備には墓股を備える。身舎と向拝は、両端を海老虹梁で繋いでいる。

後世の改造が見られるのは、身舎正面中央間の扉構えで、当初、両端間同様嵌め込みの建具であったことが建物の痕跡により判明する。また、外陣は板敷であったが、後に畳敷に改められたと考えられる。天保六年（一八三五）の棟札に本殿内陣雑作廻り及び上屋根大破の記載がありこの際に改造されたものである。その他には、大きな改変は見受けられず、当初の姿を保っている。

装飾細部は、新古の意匠が混在してみられる。古式であるのは向拝の手挟で、室町後期の雰囲気色が濃く、旧殿にならったものである。身舎の木鼻や虹梁の絵様は十七世紀末頃で、海老虹梁や向拝中央間の虹梁絵様は、江戸時代末期頃の新しい雰囲気を持っている。

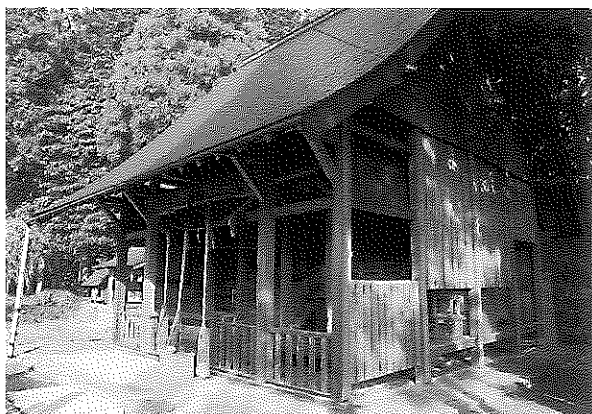
本殿は、装飾細部や妻飾りが繊細で保存状態も良く、創建当初からの棟札が確認できることも評価できる。

覆屋は桁行三間、梁行四間で、切妻造銅板葺である。身舎の背面に神輿を収納するスペースを備えた平面を持つ。本殿の周囲を廻る浜縁と一体となっている。「神社志」に、明治二十五年、寄付により新築されたとの記載があるが、金額が新築に見合わないことや和釘が多用されていることから、天保六年（一八三五）再建建物の改修であったと考えられる。慶安二年（一六五二）にも一度建て替えられたことが棟札により確認できる。建立時を始め観応元年（一三五〇）以降の棟札が保存されていることが評価でき、本殿と一体化した造り、背面に御輿庫を設けるなど、珍しい平面が特徴的である。

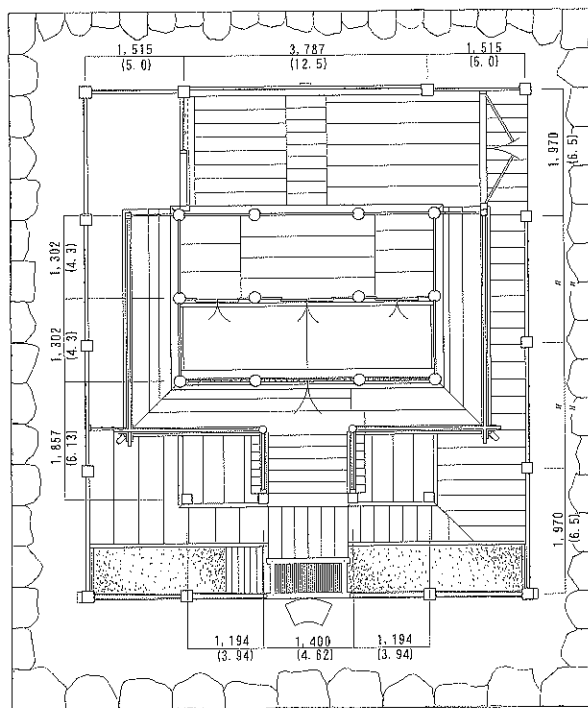
拝殿は桁行二間、梁行一間の規模で、軒は一重、入母屋造の茅葺であったが、昭和六十一年頃から鉄板で仮葺している。平面は、あまり類例のない奥行き



阿上三所神社（坂原）本殿



阿上三所神社（坂原）覆屋



阿上三所神社（坂原）本殿・覆屋平面図

深いもので、柱間は四方吹き放しとし、四方に縁を廻らせている。床は板張りで面取角柱を用い、柱と長押及び虹梁を木製と鉄製の方杖で繋ぐ。妻側両面の柱間中央には、三ツ柏の紋様を中央に配した幕股を飾る。桁行は、中央の柱頭に実肘木を置き、また、四隅の柱上部には四方に持送を配し、それぞれ桁を支える。妻面は破風の拌みに懸魚を飾り、その下に井桁型の通気口を配す。

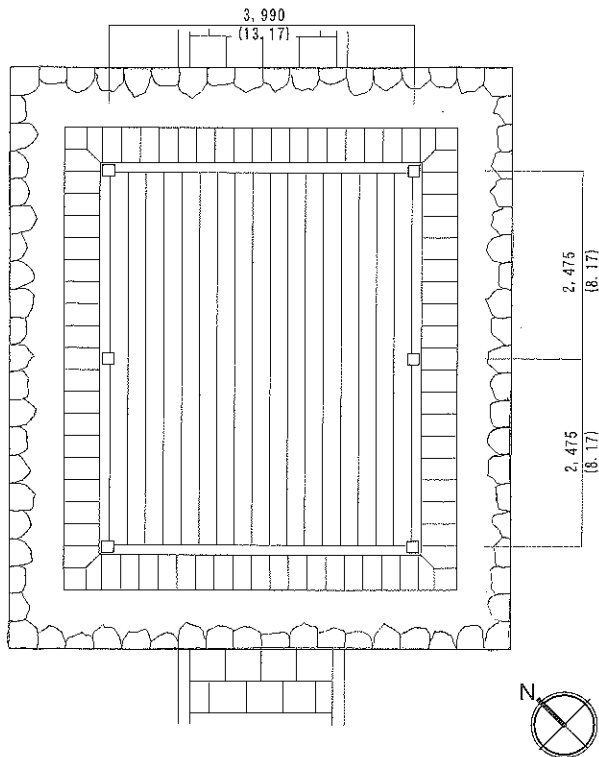
後世の改造として、軸組の補強、天井張り、床板・縁板の張替、屋根の鉄板仮葺が見られるが、軸組の保存状態は良好である。

奥行き深い平面は、本庄・下栗野の同名神社や美山町の道祖神社にも見られ、丹後地域の特色といえる。特に、本庄の拝殿は、坂原の拝殿とよく似ている。坂原では、祭りの前夜に神輿を拝殿に移す風習があり、神輿の形に合わせて奥行き深い平面を採り入れた可能性がある。

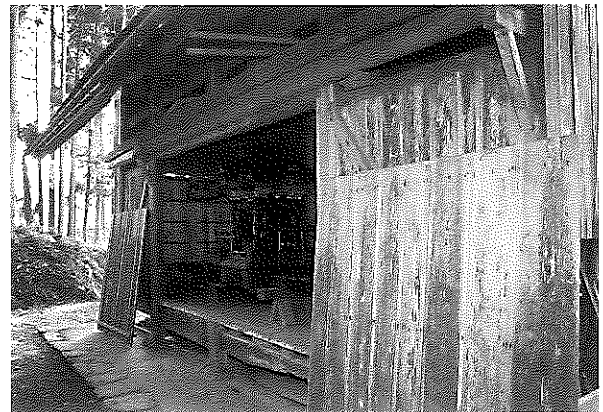
建立年代は、大正四年に作成された『阿上三所神社社志』にその規模が記されているのみであり、明らかでない。虹梁や幕股の絵様からみて本殿よりも年代は下るが、江戸時代後期のものと考えられる。後世の改造はあるものの、軸組の保存状態は良好であり、近世に建てられた拝殿として、また、本殿と共に保存されている一連の宗教施設として評価することができる。

阿上三所神社は、当地域における近世の宗教施設としてまとまりを持ち、その価値を有している。

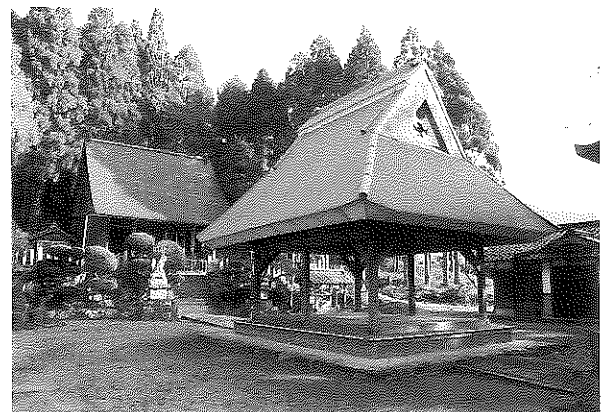
(岡本 公秀)



阿上三所神社（坂原）拜殿平面図



阿上三所神社（坂原）覆屋背面



阿上三所神社（坂原）拜殿全景

美術工芸品

絹本著色浄阿真観像

一幅（絵画・指定）

京都市北区鷹峯藤林町一―四

宗教法人 金蓮寺

法 量 縦八七・七センチメートル、横三九・五センチメートル

品質構造 絹本著色掛幅装（一副一鋪）

時代 南北朝時代

賛 文 南無阿弥陀仏

聖道難行無有望／三業欲牀住愚心／浄土易往有便生／称名仏果得往生／三心具足後／蒙光触攝取／安心治定者／唱最後念仏

画面中央に賦算する浄阿真観の全身像を描く。また、画面右上部に六字名号を大書し、画面上部中央から左にかけて偈頌を八行にわたり墨書する。

浄阿は画面向かって斜め右を向き、茵の上に素足で幾分左足を前に出して立つ。両手を胸前で合掌し、その指の間に念仏札を挟んでいて、賦算する姿に表される。浄阿は、白色の下衣（白色は剥落）の上に薄墨色の法衣をまとい、その上に衾をかける。

描写は、大和絵の手法による。輪郭線は、全体に肥瘦のない墨線が用いられ、面部は特に細線が用いられる。眉は墨を施した後細線な線で毛書きされ、目は上瞼がやや濃い墨線、下瞼はやや薄い墨線にて書き分けられる。唇は濃朱で輪郭し、淡朱で賦彩される。肉身は肌色で賦彩され、輪郭線に沿って朱のほかしを入れる。以上のように面部は特に細緻な表現がなされる。

両手は胸前で合掌し、第一指と第二指との間に白色の念仏札の束を、第二指と第三指との間に同札を一紙挟む。衾は縁を霰文様とし、内部は白色絵具で格子のなかに雷文をあらわす。衣の描線は固さが窺え、形式化がみられる。茵は

衾同様に、縁は霰文を、内部は白色絵具で卍繋ぎ文をあらわす。

浄阿真観（一二七五―一三四一）は鎌倉時代後期の僧侶で、時宗四条派祖となつた。建治元年上総国に生まれ、鎌倉極楽寺で律法を、紀伊国由良で禅法を修めた後、諸国遊行の途次、正安二年（一三〇〇）上野国において遊行二代他阿真教に出会い時衆となり、浄阿弥陀仏と号した。延慶二年（一三〇九）上洛し、四条京極祇陀林寺に入った。浄阿は洛中の賦算を許可され、広く道俗の帰依を受けた。『師守記』暦応三年（一三四〇）二月五日条に「四条浄阿弥陀仏御堂柱立」とみえるのが金蓮寺の初見史料とみられるが、浄阿は四条京極の金蓮寺に独住し、暦応四年六月二日に六十七歳で没した。金蓮寺は四条道場とも称し、住持は歴代浄阿を名乗り洛中の賦算権を継承した。四条派は、中世を通じて公武の帰依をうけて発展し、文芸、芸能分野においても優れた人材を輩出した。

鎌倉時代に遡る時宗祖師像は、他阿上人真教像（福井県称念寺蔵・重要文化財）、一向上人像（神奈川県清浄光寺蔵・重要文化財）、同像（滋賀県蓮華寺蔵・県指定文化財）の三幅が知られるのみで伝存例は少ない。うち他阿上人真教像は、茵と畳が異なるほかは本像と同じ図様にあらわされ、衾の衣文線の墨線や白色の雷文の表し方に至るまで近似する。このことから、本像は師である他阿上人真教像を時宗祖師像の規範として、その図様を踏襲し制作されたものとみられる。

本像の制作年代は明らかではないが、鋭い眼差しが特徴的であり、像主の風貌を髣髴とさせることから、寿像もしくは没後まもない頃の遺像と考えられる。肖似性に優れ像主の姿を良く伝えるばかりでなく、威儀を正した時宗独特の服制によって制作された時宗祖師肖像画の古例としても貴重である。（地主智彦）

南無阿彌陀佛

聖道難行古有言
三業欲解信真心
佛本易法有便生
緣在佛果得法生
三心具足法
家乞願於取
安心法安者
聖道須念佛



木心乾漆菩薩坐像

一 軀 (彫刻・指定)

相楽郡和束町大字園小字奥出二

宗教法人観音寺

(奈良国立博物館寄託)

法 量 像 高 二七・九 頂 頸 一一・〇 髮 際 頸 五・四

面 幅 四・九 耳 張 六・〇 面 奥 六・五

胸 奥 (含天衣) 六・九 腹 奥 六・五 肘 張 一六・〇

膝 張 一九・五 膝 高 (左) 五・四 (右) 五・一

膝 奥 一二・四 (単位 センチメートル)

形 状 螺髻を戴き、基部を元結紐一条で結ぶ。別製の宝冠を受ける窪み

が、地髪部半ばを一周する。髪は毛筋彫り。白毫相を表さず。耳朶

環状、三道を表す。上半身に条帛、下半身に上膊内側に垂下し、両脚部中央

がみられる裙を纏い、両肩から左右上膊内側に垂下し、両脚部中央

辺を渡つて反対側の大腿部外側に垂下する天衣を懸ける。両手屈臂、

左手は右脇腹辺で持物(未開敷蓮華)を握り、右手は右胸前辺で掌

を斜め前に向けて五指を伸ばす。左足を前にして半跏趺坐する。

品質構造

木心乾漆造、漆箔仕上。X線透過写真を参照すれば、木心部は、

髻を含め、左手前膊半ば先、右手肘先を除く全容の概形(目鼻立ち

の概形まで彫出しているかは不明)を、木芯を左後方に外した広葉

樹とみられる一材から彫出したか。ただし、髻は現状前後が逆に取り

り付けられていた可能性があり、あるいは別材製か。なお、像底から

右胸辺に至る空洞(上下約一五センチメートル、下端直径一・五

センチメートル)が認められ、現状この空洞部には丸棒が挿入され

ている。頭部内ほぼ中央に棒状のもの(上下約五センチメートル、

直径約〇・七センチメートル)を挿入した可能性がある。木心部を

覆う木屎漆は、木心に布を貼らずに直接盛り上げたものか、現状で

は布は確認できない。また、両耳朶は、銅線とみられる金属線を芯

にして木屎漆を盛り付ける。両上膊内側から両脚部に至る天衣遊離部は、銅板とみられる金属板を芯にして木屎漆を盛り付ける。木屎漆層の厚さは、頭部、両脚部などでは〇・五ミリメートル程度とみられ、腕部などはさらに薄い。表面は、サビ漆を薄く塗り、漆箔仕上げとする。

保存状態 「本体」左手前膊半ば先、右手肘先、両脚部正面をわたる天衣遊離部

(木製)、像底から挿入された棒状材、宝冠(金銅製)、持物、以上後

補。両脚部外側に垂下する天衣先端部、胸飾、臂釧を亡失するか。

髻頂部、地髪部正面、胸部、両腕から両脚部に垂下する天衣遊離部、

釘打ち付け部等、各所に小規模の補修が認められる。表面の漆箔は、

面相部、背面部の一部を除きほとんど剥落する。

「光背・台座」後補

時 代 奈良時代

観音寺本堂の本尊像で近年まで須弥壇厨子内に安置されていた。観音寺は和束町大字園に位置し、もとは金胎寺の末寺、現在は真言宗醍醐派に属する。現和束町域は天平年間に平城京、恭仁宮から紫香樂宮へ向かう道筋にあたり、奈良時代から開けた土地であったが、観音寺の寺史及び本像の伝来については詳らかでない。尊名は観音菩薩として伝えられるが、化仏を付した痕跡が認められず、宝冠、両前膊部が後補であるため当初の尊名についても不明である。

頭部の釣り合いが自然で、均斉のとれた像容を示す像で、像高が一尺にも満たないものながら、上体を反らせて坐す姿には安定感がある。細部の造形も巧みで、柔和な表情を見せる面相部や体部の肉身の抑揚は自然で、衣文は布の柔軟な質感をよく表しており、あるいは左足先が布に沈み少し包まれるといったことまで丁寧に表している。

像は、概ね一材からなる木心部の上に木屎漆を盛って塑形する木心乾漆造の造像技法で造られているが、この造像技法は主に奈良時代から平安時代初期にかけて隆盛した造像技法である。定義の違いにより多少数が異なってくるが、

この技法で造られた木心乾漆像の遺品は畿内を中心に四〇例ほど知られている。本像は、その中でも古例に属するものと考えられ、面貌めんぼうなどが奈良時代半ば頃の作とみられる大阪・葛井寺千手観音坐像（国宝）の変化面に類似する部分があることも指摘されている。

ただし、本像や葛井寺像ふじいでらの変化面に認められる見開きの小さな目を線状に表す表現は、奈良時代後期の作かとみられる法隆寺伝法堂東の間の木心乾漆造阿彌陀三尊像にも認められることを合わせ考えると、制作の時期は奈良時代後半

期を想定することが穏当と考えられる。

小像であるが、保存状態も比較的で良好で、まよりの良い木心乾漆像の秀作と評価できる。殊にこの時期まで遡る木心乾漆像の京都府内の遺品が、京田辺市の観音寺十一面観音像（国宝）程度とみられることを考えれば、類例稀な遺品として甚だ貴重なものといえよう。
（地主智彦）



底面



面部拡大



左側面



膝前



背面

金銅蓮華形柄香炉

一柄（工芸品・指定）

京都市上京区寺町通広小路上る北の辺町三九七

宗教法人廬山寺

法量全長 三五・八 柄長 二七・五 総高 一二・三

火炉高 一〇・二 火炉口径 八・八 獅子鎮高 四・五

（単位 センチメートル）

時代 南北朝時代

銅、鑄造、鍍金。火炉を六弁の蓮華形に造る柄香炉である。

火炉は間弁付の六弁花で、深く下膨れ気味に造る。花弁の先端は強く外反し、各弁端は端へ向かつて厚みを増す。胴の各蓮弁の輪郭線と一重の縁取り線は太い毛彫りで表す。炉内の口縁付近に蓋置きを設ける。火炉の身部外底に一段設ける。基台の蓮華座は別鑄で、火炉身の下に柄を通し、蓮華座外底でかしめ留める。蓮華座は単弁六弁で、弁端が強く上方に反る。子葉はやや盛り上がりを見せるが、輪郭はごく太い毛彫りで画す。上端の蕊は粗い大粒の連珠で表す。蓮華座の上面は鑄放しの面を残す。

火炉蓋は円盤形で、共造りの未開敷蓮華形つまみをつける。蓮弁には毛彫りで弁脈を多数表す。蓋上面には蓮子を表すが、うち三個は円形透かし、九個は円環を毛彫りする。通例のような同心円の配置を取らず、つまみをはさんで円環四個が並列する。

柄は、基部の柄を火炉に通し内壁でかしめとめ、外側で鑲付けして固定する。基部は心葉形を呈し、上面に高肉の巻き込みを表す。その間に側面形の蓮華（各弁は一重の縁取り）を毛彫りする。柄の中央上面には、中央を宝珠形とする外反りの開敷蓮華と、その左右に対称形の唐草を、単線のやや粗く細めの毛彫りで表す。唐草の第一内反部は心葉形を呈する。分岐部に細長い子葉を二個ずつ表す。

柄は端ではほぼ垂直に下へ曲がり、直角に折れて楕円形の畳付き部となる。畳

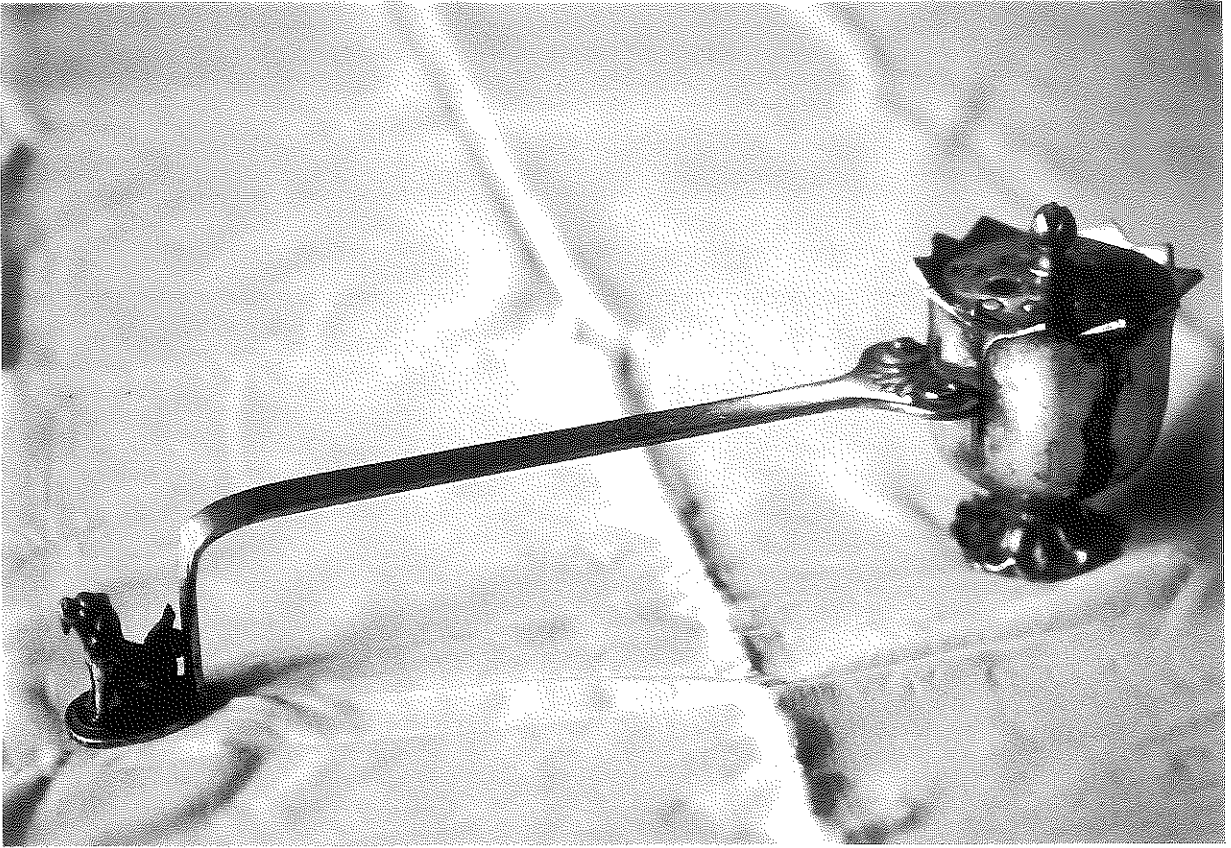
付き部には一段の段をつける。段の側面には複数条線で鋸齒文を表す。段の上には獅子形の鎮子を置く。共造りと思われるが、別鑄の獅子を鑲付けした可能性も残る。

獅子鎮は、通例よりも細身で上向きの姿勢をとる。眉上の毛や鼻下、頬下の線は毛彫りで表す。巻き髪は二重となる。

銅質や鍍金の発色、獅子鎮の丁寧な造形などからみて、制作年代は十四世紀以前に遡る作品とみられる。一方、柄上面の蓮華唐草文の単線表現や太めの毛彫りを基調とする点などは、南北朝末期の康応元年（一三八九）調進の栃木県二荒山神社の金銅装神輿（重文）や明德元年（一三九〇）調進の和歌山県熊野速玉大社の古神宝（国宝）中の金工化粧道具に共通する。これらの点からみて本品の制作年代は南北朝時代と考えられる。

柄香炉は飛鳥時代からその遺品が伝存するものの、中世以前に遡る伝存例は数少ない。本作品は作技に優れた点がみられ、南北朝時代に遡る柄香炉の一例として高い価値をもっている。

（地主智彦）



獅子鎮



火炉及び蓋

紺紙金字法華經

七帖 (典籍・指定)

京都市上京区妙顕寺前町五一四番地

宗教法人 妙顕寺

法 量 縦三二・四センチメートル、横一一・四センチメートル (各帖同じ)

品質構造 楮紙打紙、紺紙金字、折本装、本文は半葉六行、一行一七字。

時代 高麗時代 至元五年 (一三三九)

願 文 「 重中大夫金玉府達魯花赤郭木的立、竊聞

此經三世諸仏秘藏說與聰難如優曇華、今

我宿檀善因得聞教信豈不慶哉、是以全写

妙法蓮經七卷、圓覺了義經普賢行願品三

卷合而為部上祝

皇帝聖壽等乾坤而長久

大皇太后懿算共山河而益固

皇太子令壽齊環景以無窮、次祈在堂爺孃共

享一百歲之康樂、次願微躬與同室李氏、此

報盡後更不受有漏形骸、常遊淨土、普令六

道群萌同入仏之知見者

大元至元五年己卯十二月 日 謹識

付 属 品 黒漆印籠箱 一合

法 量 三四・三×二六・二×一四・二センチメートル

蓋金泥書 「最勝修多羅 子 翰

妙顕寺 (常/住)

身金泥書 「新宮經函志者、為六親眷屬斷惑證理、乃至沙界普潤

巨益、兼家門繁榮除災/與樂心中所願皆令滿足焉、

貞享二乙丑歲二月十六日 尾片新三郎惟定謹志

本經は、紺に染めた楮紙打紙を料紙として、謹嚴端正な筆致で書写された法華經七帖である。完存しており、保存状態も良いことは特筆される。

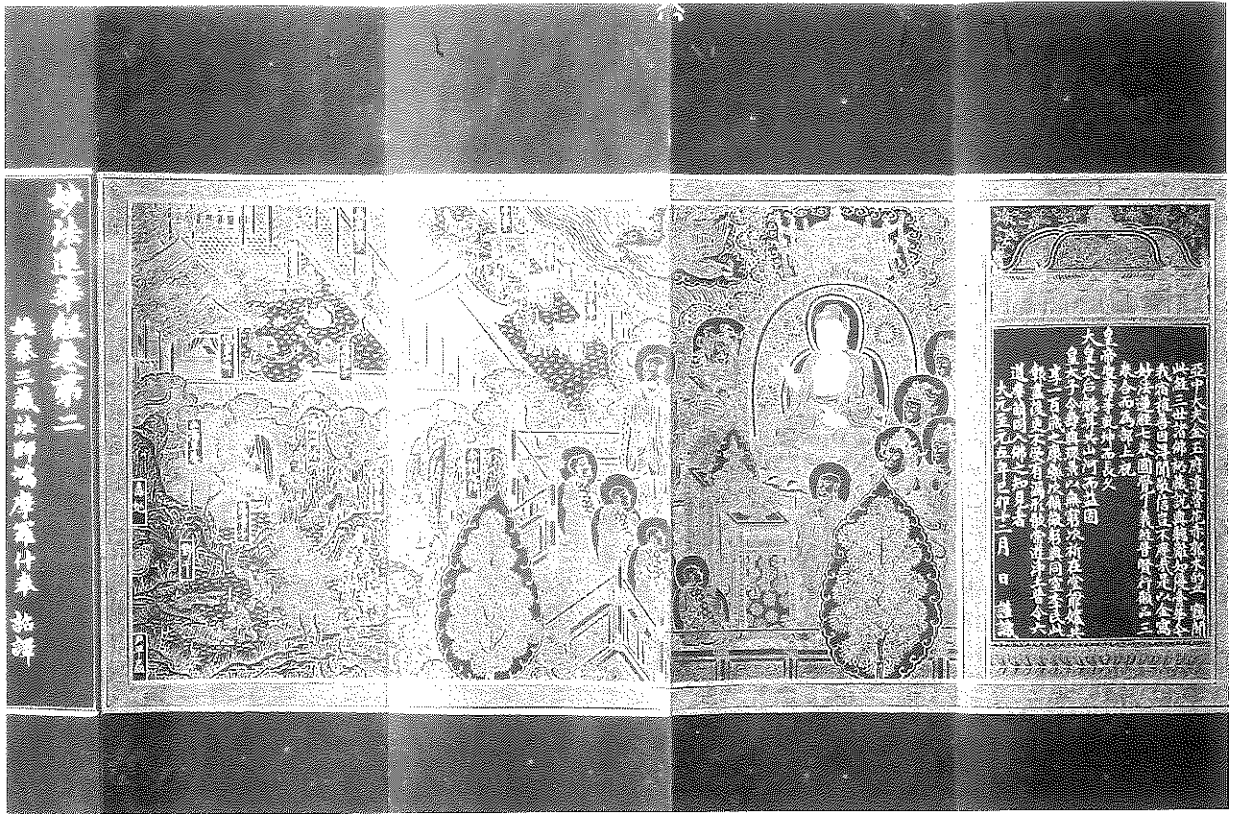
表紙は、紺紙で、複郭を巡らし、金銀泥で九輪の宝相華と唐草文を描く原表紙で、中央に区画を設け金泥で外題を「妙法蓮華經 卷第一」のように記す。見返しには、願文があり、続いて一折半にわたり法華變相図を繊細な金泥線にて描く。これは各経巻の内容を絵で表したものである。法華變相図の主である説法する釈迦には、唇に赤の、肉髻に青の彩色がある。図中に枠を取り、文字にて場面の説明、諸如来・菩薩名等を記す。高麗写經の説法図のなかでも、細密なものとして注目される。例えば、第一巻には、「法華經序品第一」により、釈迦の悟り・涅槃の場や菩薩衆・龍王衆などが釈迦の説法を受ける場面が描かれており、釈迦の白毫からは、光明が放たれている。第二巻は、「譬喻品第三」による火宅の図と、門前の羊車、鹿車、牛車が描かれ、下に「信解品第四」による大富長者の長者論子の場面を描く。また、第七巻は「觀世音菩薩普門品第二十五」による觀音菩薩の七難救済の場面と「普賢菩薩勸發品第二十八」による普賢菩薩が東方から来る場面が描かれている。

本文は、正楷書体で、端麗に書写する。天地に金泥で界線を施すが、縦界はない。料紙の一紙の長さは六六・五センチメートル前後である。見返しにある願文により、至元五年 (一三三九) 十二月に元の皇帝一族の長寿を祈り、重中大夫金玉府達魯花赤郭木的立が書写させたものであることがわかる。

本經は、天地欄外が広い、高麗後期の代表的写經として注目される。高麗写經のうち七帖完存する法華經の例は、現存するものはいずれも十四世紀のものであり、本經は国内遺例としては、金沢大乘寺他本 (一三二五年)、小浜羽賀寺本 (一三二五年) や鍋島家旧藏本 (第四卷欠、一三四〇年) とならぶものであり、保存状態も良好な美麗な写經として貴重なものである。

なお、経箱は、貞享二年 (一六八五) に、尾形光琳・乾山兄弟の一族と思われる尾片新三郎惟定が、新しく作成し寄進したものである。京都町衆の日蓮宗信仰を示すものとして、また、尾形家の妙顕寺に対する篤信を示すものとして、評価される。

(田中淳一郎)



卷第2 願文・法華變相圖

妙法蓮華經卷第一
 姚秦三藏法師鳩摩羅什奉 詔譯

妙法蓮華經序品第一
 如是我聞一時佛住王舍城耆闍崛山中與
 大比丘眾萬二千人俱皆是阿羅漢諸漏已
 盡無復煩惱速得已利盡諸有結心得自在
 其名曰阿若憍陳如摩訶迦葉優樓頻螺迦
 葉伽耶迦葉那提迦葉舍利弗大目犍連摩
 訶迦旃延阿菟樓駄劫賓那憍梵波提離婆
 多畢陵伽婆蹉薄拘羅摩訶拘絺羅難陀孫
 陀羅難陀富樓那孫多羅尼子須菩提阿難
 羅睺羅如是眾所知識大阿羅漢等復有學
 無學二千人摩訶波闍波提比丘尼與眷屬
 六千人俱羅睺羅母耶輸陀羅比丘尼亦與
 眷屬俱菩薩摩訶薩八萬人皆於阿耨多羅
 三藐三菩提不退轉皆得陀羅尼樂說辯才
 轉不退轉法輪供養無量百千諸佛於諸佛
 所植眾德本當為諸佛之所稱歎以慈修身

卷第1 卷首部分

白紙金字法華經

七帖 (典籍・指定)

京都市上京区妙顕寺前町五一四番地

宗教法人 妙顕寺

法 量 表紙 縦三六・七センチメートル 横一三・一センチメートル
品質構造 楮紙打紙、白紙金字、折本装、本文は半葉六行、一行一七字。

一紙長 九一・七センチメートルで、三折半に一致している。

時代 高麗時代 至正二十五年(一三六五)八月

奥書 第一卷奥書 「伏茲妙因

主上殿下萬萬歲

王后殿下壽無強忠貞、補国天変地

怪応時消滅干戈、不起朝野昇

平仏、増輝法輪、常転法界、

含靈同生、安養見仏、聞法 悟、

無生転化、衆生之願、写生金字、

妙法蓮華經各部広施無窮者、

至正二十五年乙巳八月 日誌、」

付属品 黒漆印籠箱 一合

法 量 三八・八×二九・九×一七・八センチメートル

蓋金泥書 「最勝修多羅 子翰

妙顕寺(常/住)」

身金泥書

「新嘗經函志者、為六親眷属断惑/證理、乃至沙界普
潤巨益、兼家門/繁榮除災與樂心中所願皆令満/足
焉、

貞享二乙丑歲二月十六日 尾片新三郎惟定謹志」

本経は、楮紙打紙を料紙として、謹厳端正な筆致で書写された法華経七帖である。完存しており、多少の虫損が見られるものの、保存状態は良い。

表紙は、紺紙で、複郭を巡らし、金銀泥で四輪の宝相華と唐草文を描く原表紙で、中央に区画を設け金泥で外題を「妙法蓮華経 卷第一」のように記す。見返しから巻首二折にわたり、法華変相図を金泥で描く。釈迦説法図と法華経各巻の内容を表している。第一巻は「序品第一」による、菩薩衆・龍王衆などが釈迦の説法を受ける場面であり、以下、紺紙経と同様である。

本文は、謹厳な正楷書体の書体である。天地欄外の広い高麗後期の白紙金字写経として注目される。天地と縦に金界を施す。第一巻に奥書があり、書写年代が明らかになるが、筆者・願主等はわからない。元の皇帝一族の長寿を祈願した高麗写経である。高麗写経のうち、白紙金字のものは、国内では佐賀市慶聞寺の「金剛般若波羅密経」(一三六七年)、京都市常徳寺の「法華経」(一三六九年、五帖)などが知られているが、本経は、最古例となる。また、法華経全七帖が揃っている点も貴重である。

料紙は、長さが九一・七センチメートルある大型の紙を用いている。これは、ちょうど七葉分にあたり、折り幅に合わせて料紙が製作されたことがわかる。

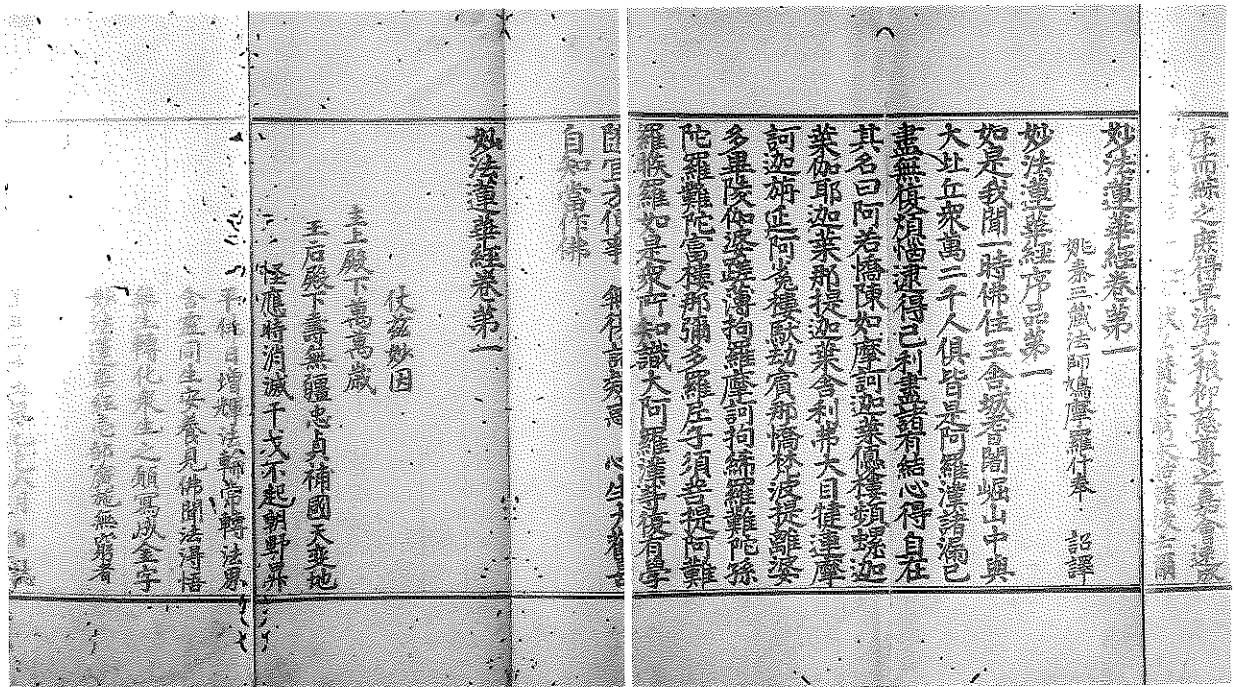
なお、紺紙法華経と同じく、貞享二年(一六八五)に、尾片新三郎惟定が作成し寄進した経箱に納められている。(田中淳一郎)



経箱身金泥書



法華變相圖 (卷第7)



卷第1 奧書

卷第1 卷首部分

寂照院金剛力士像造立結縁交名(紙背御成敗式目)

一 卷(古文書・指定)

長岡京市 個人(京都府立山城郷土資料館寄託)

品質構造 楮紙打紙、卷子装 (続紙一四紙)

法 量 縦二七・八センチメートル、横五三七・八センチメートル

時代 南北朝時代 康永三年(二三四四)

奥書等(結縁交名奥書)「真言 康永參年十月十三日 金剛仏子忠禪敬白」

(御成敗式目端裏書)「御成敗式條 幸徳丸」

「寂照院金剛力士像造立結縁交名(紙背御成敗式目)」は、長岡京市奥海印寺にある寂照院の山門に安置されている金剛力士像のうち、吽形像の胎内に納入されていたもので、文政九年(一八二六)の修理の際に取り出され、地元の旧家で保管されてきた。

寂照院は、海印寺の一子院であった。海印寺は、嘉祥四年(八五二)僧道雄によって創建された寺院で、一時東大寺末となり盛時をみたが、中世末には衰退し、近世には寂照院を残すのみとなっていた。

金剛力士像は、吽形右足納の刻銘により、康永三年(一三四四)十月七日に造立されたことが知られる。昭和四十年の修理の際に、胎内から御成敗式目の断片が見つかったことから、本結縁交名が吽形像内に納められていたことが明らかとなった。

本文書は、御成敗式目写本の紙背に、金剛力士像造立結縁交名を記したものである。結縁交名には、金剛力士像造立に結縁した乙訓郡を中心とした人々の名前が、当時の村単位に約七〇〇名記されている。村名は、井内、長法寺、今里、開田、海印寺、(以上長岡京市)、上野(上植野は向日市、下植野は大山崎町)、円明寺(大山崎町)、野村、石見、上里、菱河、古河、高島、水垂、際目(以上京都市)であり、桂川右岸のいわゆる西岡地域から淀付近にまで及んでいる。本文書は、前欠であることから、当初の交名者数はさらに多かつたものと考え

られる。

人名には、今里の源政賢・上里の物部重利のように姓を持つもの、円明寺の刑部殿・越前殿のように「殿」の敬称を持つもの、高島の山城屋や円明寺の北餅屋など屋号のもの、上野の阿弥陀房・蓮法房や高島の筑後阿闍梨のように房号・阿闍梨号のもの、開田の時阿弥・正阿弥のように阿弥号のもの、俗名のもの、今里の尼妙圓や阿古石女のように「女」「尼」とあるもの等が見られる。これらは当時の村落内の階層差を示したものであるが、造像にあたっては各層の村人が結縁していたことがわかる。また、結縁者の特長として、海印寺の中五郎縁友のように、「縁友」が五例見られることがある。「縁友」とは「夫婦」のことであり、夫婦が一つの単位として結縁したことが知られる。

結縁交名に奥書している金剛仏子忠禪は、寂照院の僧侶であることが確認できる。また、東大寺戒壇院長老・大勸進職である円浄房正為が導師を勤めていることから、海印寺若しくは寂照院と東大寺とのつながりがうかがえる。

紙背の「御成敗式目」は、一紙一四行に墨界を施した料紙に書写される。端裏書から「幸徳丸」によって書写されたことがわかるが、幸徳丸がいかなる人物かは明らかにならない。現在式目五一条のうち第一八条以下を欠失しているため、式目のテキストとして利用されることは少ないが、年代の明らかな写本としては、康永二年の奥書がある平林本につぐ古いものである。テキスト文言としては、端裏書及び各条で、他本に「式目」とあるところを「式條」とする点が目目される。「御成敗式目」を制定した執権北条泰時が、六波羅探題である北条重時に送った消息に、「執筆の人々さかしく式条と申す字をつけあて候間、その名をことごとしきやうに覚候によりて式目とかきかえて候也」とあり、元は式条と付けたものを式目と改めたというのである。したがって、寂照院本が式條と明記する点は、この写本の系統や位置づけを考える上で重要である。

式目を書写した幸徳丸が、金剛力士像の造立事業においても、中心に位置したのではないかと思われる、一郡に及ぶような広域にわたって結縁を呼びかけることのできた人物として注目される。

御成敗式目の紙背をなぜ結縁交名に使ったのかは、明らかにならないが、他

鹿王院文書（四千六十六通）

三十四幅、三十卷、三百六十七冊、十八帖、三千四百四十一通、四十鋪、二枚

（古文書・指定）

京都市右京区嵯峨北堀町二四

宗教法人鹿王院

（一部京都国立博物館寄託）

時代 平安時代～江戸時代

鹿王院文書は、京都市右京区嵯峨北堀町に所在する臨濟宗鹿王院に伝来した文書群で、平安時代から江戸時代にいたる四〇〇〇通余を存する。

鹿王院は、康暦元年（一二七九）に春屋妙葩（智覚普明国師、一三一―一八八）を開山に招請し、將軍足利義滿が建立した大福田宝幢寺の開山塔として創建されたことに始まる。開山の春屋妙葩は夢窓疎石の法嗣として夢窓門派を統率し、公武の帰依をうけて天龍寺、南禅寺、相国寺などを歴住した。康暦元年には初代天下僧録に任ぜられ、五山制度の確立に大いに寄与するなど、顕密諸宗との軋轢をかいくぐり室町時代における五山禅林の発展の礎を築いた。宝幢寺は至徳二年（一三八五）に十刹に列せられ官寺に位置づけられるが、春屋は宝幢寺を自門派の本寺とすること、本寺及び末寺の文書類は鹿王院に保管することなど（「鹿王院遺誠」）を定め置いたことから、同寺院は春屋門派の拠点として法灯を護持してきた。春屋は、嘉慶二年（一三八八）八月十三日に鹿王院で示寂し、全身を塔した。

南北朝時代から室町時代前期にかけては、五山禅林の発展期にあたり、宝幢寺・鹿王院は所領を集積し、一方では洪恩院（紀良子「足利義満室」塔所）・勝智院（日野重子「足利義教室」塔所）をはじめとする新たな派下寺院が創建されるなど、嵯峨を中心に門派の勢力を拡大した。しかし、室町時代後期に入ると退潮し、十六世紀前半には、嵯峨に所在した宝幢寺及び金剛院（光厳院・後光厳院塔所）・洪恩院・勝智院の住持職は鹿王院住持が兼務し、十六世紀後半には鹿王院以外の諸寺院は皆退転するという状況のなかで近世を迎えた。

天正検地を契機として鹿王院は天龍寺の一塔頭に編入され、寺領は天龍寺朱印領のうちから九十六石余が分与された。江戸時代を通じて寺院財政は困難な情勢が続き、慶長の地震で大破した寺院伽藍が本格的に復興された時期は、寛文年間（一六六一―一七三三）まで待たなければならなかった。この復興は、中興の祖とされる第十一世虎岑玄竹（一七〇三）が、出自である庄内藩酒井家及び膳所藩本多家の支援をうけて行ったもので、その後も度々同藩の援助を頼った。

江戸時代の鹿王院は天龍寺を本寺と仰いだが、一方では鹿王（宝幢）派本寺の地位を保ち、直末五箇寺、孫末寺五十数箇寺を統率した。末寺僧侶に対しては、独自に宝幢寺における座元以下の僧階補任権を有した。

文書は平安時代の寛治四年（一〇九〇）四月二十九日付藤原某破立文案を最古の文書として、中世文書七〇〇通余、近世文書三三〇〇通余を数える。文書はその伝来から、（一）春屋妙葩関係文書、（二）宝幢寺・鹿王院文書、（三）春屋門派寺院文書、（四）天龍寺及び同寺塔頭文書に大別される。

（一）は、春屋妙葩の事績を証する文書で、その大半が表装されているように、最も尊重され伝来したものである。これらは、春屋自筆法書類をはじめ、春屋宛での公帖、書状、所領寄進状などがまとまっていて、春屋の事績を知るうえのみならず、南北朝時代の禅宗史・政治史を研究するうえにおいても基本史料となるものである。

（二）は、量的に本文書群の中核をなす。中世文書は、所領に関する文書が中心である。南北朝時代から室町時代前期にかけて、所領を集積していく状況や室町時代後期に洛中や嵯峨近郊の所領の維持に努めるさま、さらには田畠検地だけでなく山林検地の史料がまとまっている天正検地の状況など、洛中、嵯峨近郊、さらに諸国に所在した宝幢寺・鹿王院領の変遷について知ることができる。近世文書は、法会、寺務、本末、寺領経営など多様な史料が伝存し、宗教活動、寺院経営のありさまを具体的に知ることができる。

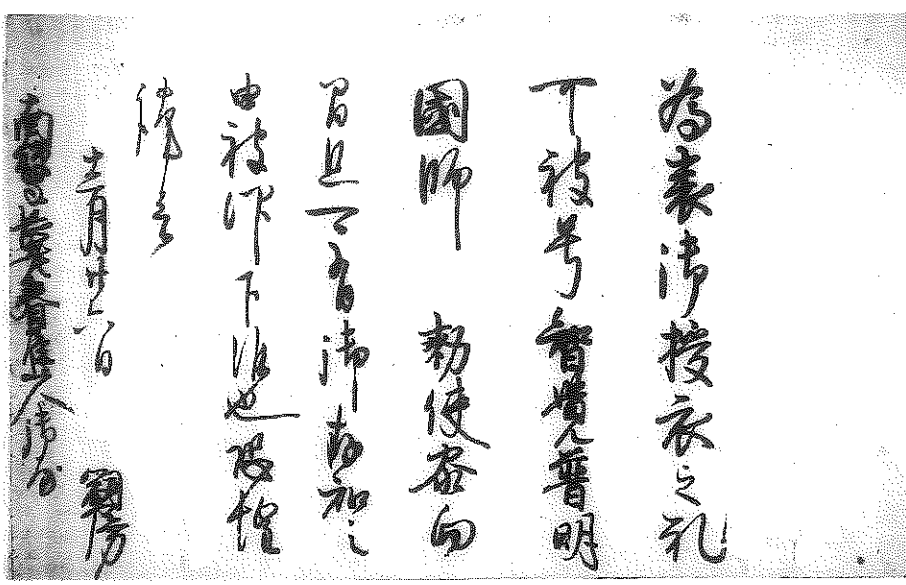
（三）は、春屋妙葩が管領した寺院、あるいは春屋の法嗣が開山となった春屋門派寺院の文書であり、主たる寺院として宝幢寺、金剛院、洪恩院、勝光庵

などが挙げられる。これら門派寺院の文書が鹿王院に伝来した理由は、「本寺并末寺契券等正文、宜収院中、院主能護持勿令散失」とした「鹿王院遺誠」における定めによる点と、諸寺院が室町時代後期に退転したことなどによると考えられる。

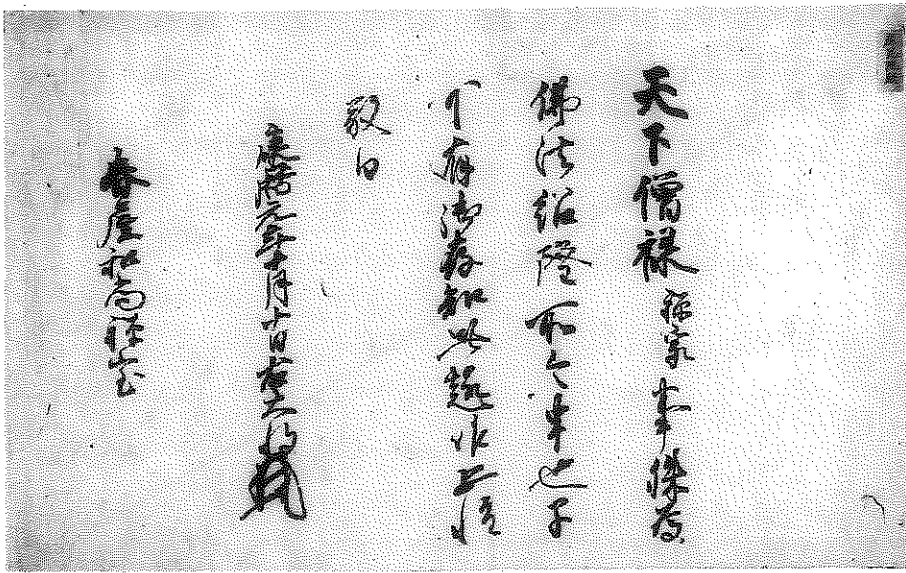
(四)は、天龍寺又はその塔頭文書というべき文書であり、多くは近世文書である。近世から近代にかけての天龍寺と鹿王院との人事交流のなかで混入し

たものと考えられる。

以上のように本文書群は、五山禅林の発展に功績があった春屋妙葩の事績に関連する文書を伝える点で特筆され、宝幢寺・鹿王院のみならず春屋門派ひいては夢窓門派の歴史を知るうえでの基本史料となるものであり、京都における禅宗史、政治史等の研究上に高い資料価値をもっている。(地主智彦)



(康暦元年) 12月26日 後円融天皇綸旨



康暦元年10月10日 足利義満御内書



康暦2年4月15日 足利義満御内書

曳覆曼荼羅版本

二 一枚 (指定・歴史資料)

相模郡加茂町大字大野小字大野二七

宗教法人 西明寺

法 量

(単位・センチメートル)

其の一 永和元年銘 総高 九二・七、幅三七・〇、厚さ二・一

表面 五輪塔形 総高八三・三、地輪部幅二八・三

裏面 中台八葉院 最大径約三七、

幡形 高さ四二・〇

其の二 無 銘 総高 九三・一、幅三九・六、厚さ二・二

名号 総高 六六・二、幅二三・五

方形 上 高さ八・六、幅二六・四

下 高さ一一・五、幅二六・〇

時 代 其の一 南北朝時代 永和元年(一三七五)

其の二 室町時代

銘 文 等 其の一 裏面右下に陽刻「永和元年三月十五日書之 中□」

其の二 無銘

形 状 其の一 表面に五輪塔形、裏面に胎藏界中台八葉院と幡形を陽刻し、

裏面右下に「南無阿弥陀仏」名号と年紀を陽刻する。表面に

「式番」と朱書する。五輪塔各輪内部及び幡形内部には、各種

真言を記している。表面五輪塔形は、上から空輪には大日如

来の真言と光明真言、風輪には仏眼仏母呪、火輪には即身成

仏真言、決定往生呪、水輪には胎藏界中台八葉院、地輪には

無常偈、滅罪真言等を刻している。また裏面には、上部に中

台八葉院、下部の幡形には、阿弥陀三尊種子や中台八葉院な

どが刻されている。五輪塔水輪及び幡形の中台八葉院の種子

が上向きに刻されているのに対して、裏面上部の中台八葉院

は、放射状に配置されていることから、棺の底に敷いたもの

か、あるいは天蓋様に使用されたものと思われる。

其の二 舟形光背の中に、六字名号「南無阿弥陀仏」を陰刻する。

上下に方形部分がある。上部は中央に種子「キリク(阿弥

陀如来)」と「観無量寿経」から「光明遍照、十方世界、念仏

衆生、撰取不捨」以下の四文字×八行を記し、下部は中央に

種子「ア(胎藏界大日如来)」と七文字×八行の偈文があるが、

摩滅により判読できない。裏面は、ほぼ中央に其の一同筆

で「老番」の朱書があるのみである。

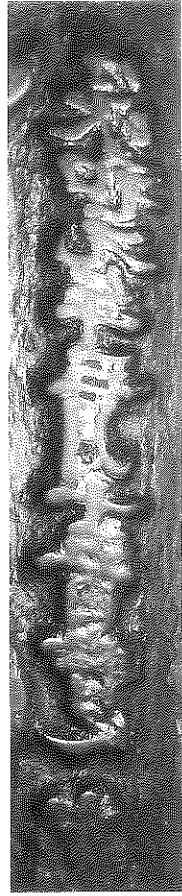
曳覆曼荼羅は、葬送の際に、亡くなった人の身体に曳き、あるいは身体を覆い、真言の効力で成仏を果たさせるものである。もともとは真言宗系の寺院で成立したものと考えられ、平安時代に東寺長者仁海僧正が作成した「亡者曳覆書様」が伝わっている。「亡者曳覆書様」は、東寺の「秘抄」の注釈書である『白玉抄』(十四世紀成立)に掲載されており、曳覆が密教の秘事として伝えられてきたことがわかる。鎌倉時代末期頃になると、阿弥陀信仰の影響をうけ、無常偈や阿弥陀の種子であるキリクを加えるなどして、広く一般に普及していった。

曳覆曼荼羅版本は、曳覆曼荼羅を木版印刷するもので、近年、中世・近世における庶民葬送の歴史に関する研究が進展するなかで、注目されているものである。

加茂町大野にある西明寺は、行基創建伝承をもつ真言宗の寺院であり、本尊薬師如来坐像には、平安時代、永承二年(一〇四七)の銘があり、重要文化財に指定されている。

西明寺の曳覆曼荼羅版本の其の一は、現在知られているものとしては、府内では最も古いものであり、全国的にみても広島県府中市青目寺にある正元元年(一二五九)銘のものに次いで、二番目に古いものである。五輪塔形と中台八葉院・幡形を両面に刻する形式からみて、版本にあるとおり、永和元年(一三七五)の開版としてよい。

本版木をはじめ現存する中世の遺品には、「書様」にはない光明真言、無常偈（諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅為樂）、阿弥陀種子（キリーク）などが記されており、浄土教信仰の広がりとともに、曳覆曼荼羅を棺に入れる風習は、真言宗にとどまらず、広く一般に普及していったものと思われる。さらに本版木には、他の遺品には見られない六字名号が刻されており、曳覆の歴史を考え



年紀刻銘



その1 中台八葉院・幡形



その1 五輪塔形

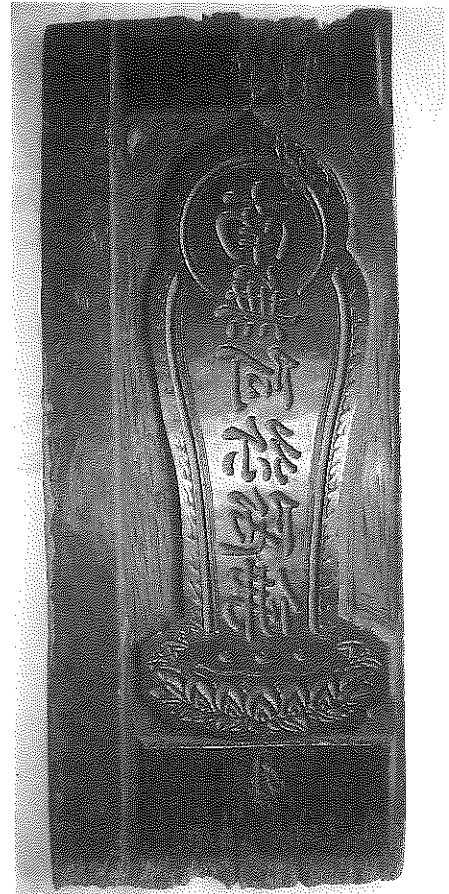
る上で重要な資料となる。浄土系念仏者の葬送への関与を示すものと思われる。版木は、相当摩滅しており、長期間にわたって使い込まれてきたことがわかる。紀年銘の下の二（カ）文字は、摩滅のため判読できないが、「中」のように読める。なお、府内では、長岡京市寂照院に応永十四年（一四〇七）銘の、ほぼ同意匠のものが伝えられている。

其の二は、年紀はないが、字体などから室町時代に開版されたものと思われる。光背を持つ「南無阿弥陀仏」の六字名号を大書する版木である。上下に方形部分があり、上部の方形内には、「観無量寿経」から四文字×八行が記されている。下部の方形部分には七文字×八行の偈文があるが、摩滅により判読できない。

なお、其の一に「式番」、其の二に「巻番」の朱書があり、古くから一組のものとして伝来・使用されてきたことが明らかである。この朱書は、江戸時代に施されたものと考えられる。

大野地区の葬送で、これらの曳覆曼荼羅がいつごろまで使用されていたか、現在では知ることはできないが、中世の庶民葬送の風習を現在に伝えるものとして、貴重な資料である。

（田中淳一郎）



その2 六字名号

無形文化財（工芸 手すき和紙）

丹後二俣紙

（指定）

加佐郡大江町二俣 田中製紙工業所内

大江町内では、古くから手すき和紙の生産が行われてきており、京都府内の代表的な和紙生産地であった。大江山南麓の山間地に位置する北原では、江戸時代に半紙を年貢として宮津藩に収めていた記録（北原区有文書「御用記」寛政二年条）が残っており、地域の重要な生産品であったことがわかる。やがて手すき製法は、江戸時代末期から明治にかけて、北原から河守上村（北原、二俣、天田内）、有路下村、河守町へと広まり、現在の大江町域は「河守紙」や「二俣紙」の名で広く知られる和紙産地となっていた。また、由良川沿いは楮の生産地（明治三十八年・加佐郡内生産量約四〇〇トン）として国内有数を誇るようにもなった。良質で豊富な原料を得て、手すき和紙生産は明治末期に盛業し、農家の冬季の副業として、主に「鬼障子紙」と呼ばれた障子紙の生産を、町内の二〇〇戸余りで行っていたという。

その後、昭和に入ると洋紙や機械漉き和紙に押されて、手すき和紙生産農家は十軒程度に減少した。戦後になり、機械化した紙の大量生産や過疎化の影響による後継者不足、さらに、原料不足も重なり、手すき和紙生産は昭和四十年代から二俣の田中製紙工業所一軒となっている。

田中製紙工業所は、手すき和紙製造を専業とした初代源助氏から、二代辰藏氏、三代秀太郎氏、第四代正晃氏（現当主）と明治から平成へと手すき和紙製造技術を途絶えることなく伝えてきている。こうした歴史において、三代秀太郎氏（故人）は、戦時中、手すき和紙生産が苦境にある中、奈良県吉野の「漆漉し紙」の製造技術を取り入れるとともに更なる技術改良を行い、大判でごく薄い「漆漉し紙」を製造するようになった。秀太郎氏は、地元の伝統的手すき

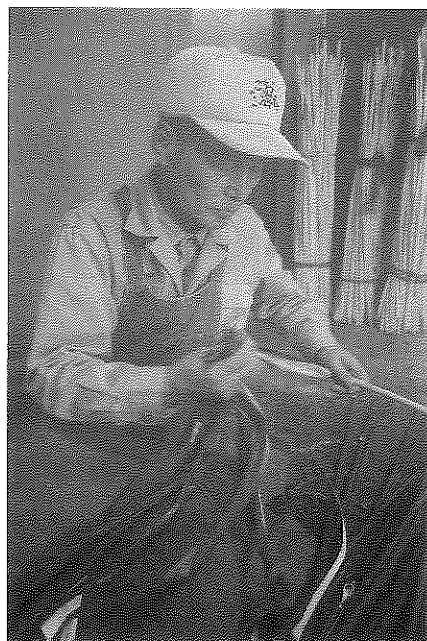
和紙製造技術を守りながら、「漆漉し紙」に代表される高度な手すき和紙製作技術を習得していることを評価され、昭和五十一年に大江町無形文化財に指定された。紙の用途に応じて、大きさはもとより厚くあるいは薄く、自在に生産する優れた技術は、正晃氏と同氏長男敏弘氏に今も受け継がれている。

現在、「丹後二俣紙」は、原料は大江町内の由良川流域及び宮川流域産の楮（カゴ）に限り、原料の伐採、カゴ（楮）蒸し、剥皮作業、煮熟、叩解、紙漉、压榨、乾燥まで伝統的方法により、正晃・アキエ夫妻、敏弘・美由紀夫妻の四人によって生産を続けられている。伝統的な手すき和紙の技法を活かした製品は、漆漉し紙（吉野紙）、書道用紙、印刷用紙、ちぎり絵用紙、文化財修理用紙など作域は広い。

なお、大江町では、地元の貴重な文化として育まれた手すき和紙の歴史や生産技術等を展示・公開・体験の場として、田中製紙工業所に隣接して「大江町和紙伝承館」を設けており、田中製紙工業所の協力を得て運営を行なっている。今回、丹後二俣紙保存会の結成にあたり、町関係者が会員となるなど、今後の保護と後継者育成に地元の協力が期待される。

丹後二俣紙は、地域の伝統的な手すき和紙制作技術を保持し、資料的にも価値の高い無形文化財である。

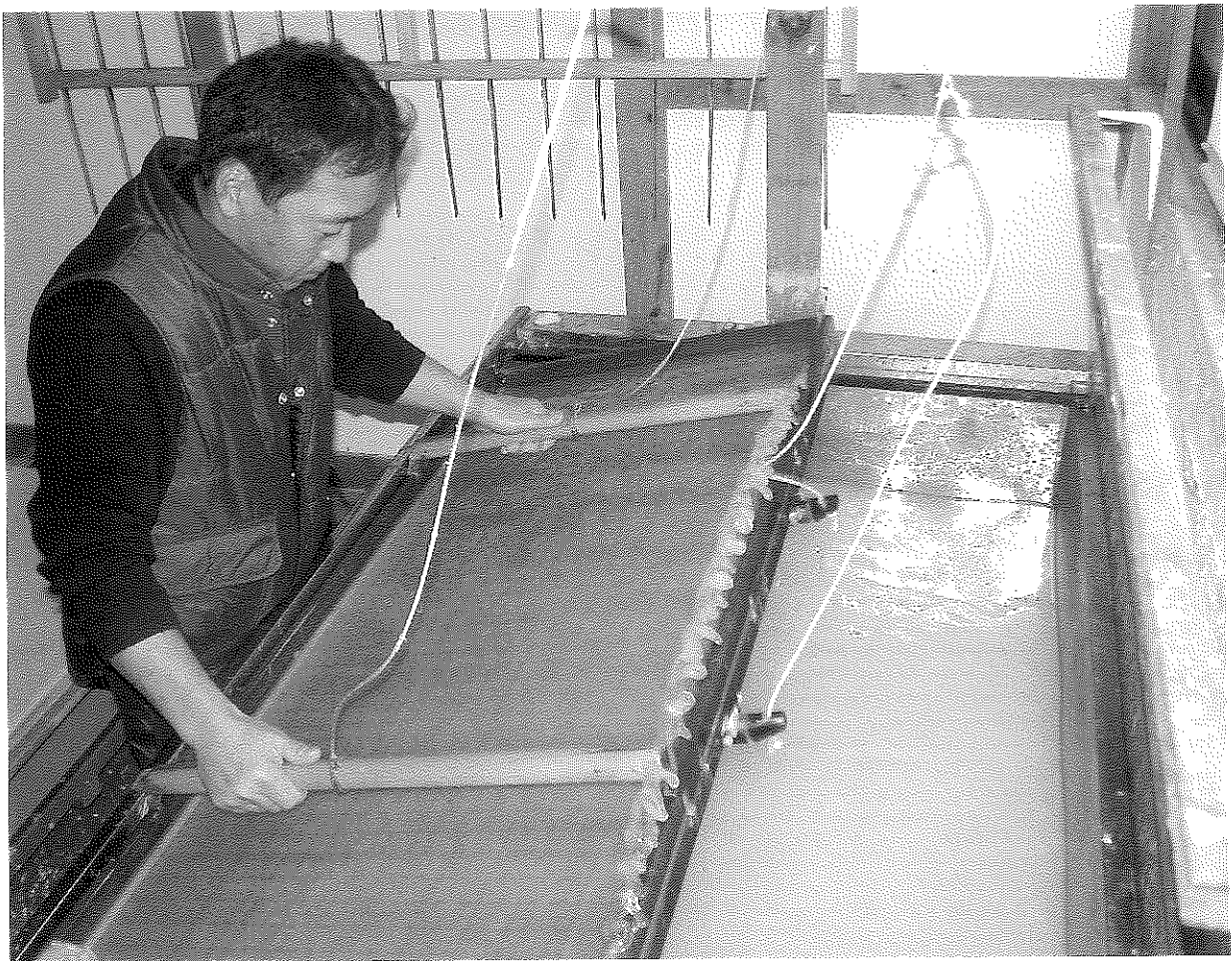
（有井 広幸）



蒸した楮の枝がまだ熱いうちに皮を剥ぐ。



1月、一度乾燥させた楮の皮を宮川で晒して、黒い表皮を除く。



煮たり叩いたりして、綿のように柔らかくした楮の繊維にトロアオイを混ぜて紙を漉く。

史跡名勝天然記念物

やくのげんぶがんちゆうじょうせつり
夜久野玄武岩柱状節理

(天然記念物・指定)

あまたぐんやくのちようあざぶくらこあざぶかの
天田郡夜久野町字小倉小字岡野

小倉生産森林組合(管理団体・夜久野町)

京都府天田郡夜久野町の西部から兵庫県朝来市にかけて広がる玄武岩台地は夜久野ヶ原又は夜久野高原と呼ばれる。東西約四・五キロメートル、南北約一・五キロメートル、標高一五〇〜二〇〇メートルに及ぶこの高原地形は、新生代第四紀の火山活動により噴出した二層の玄武岩溶岩から形成されている。噴出順序のより新しい「衣摺溶岩」が西部に、より古い「小倉溶岩」が東部に分布している。衣摺溶岩は、暗青灰色、斑状、細粒のからん石玄武岩であり、その模式地は兵庫県山東町田ノ口の国道九号線北側斜面である。この模式地から採取された溶岩の噴出年代は、カリウム・アルゴン法により、三六・五万年±一・三万年前と測定されている。一方、小倉溶岩は灰色、斑状、細粒のからん石玄武岩であり、模式地は夜久野町小倉に所在する高内採石場の南東向き崖面である。この崖面の一部には玄武岩の柱状節理が見られ、地表近くには板状節理も散見できる。同地域から採取した小倉溶岩について測定された噴出年代は、三六・七万年±一・七万年前である。

この小倉溶岩から形成された府内最大規模の玄武岩柱状節理の露頭が、J R 上夜久野駅南方約一・五キロメートルに位置する小倉地区の「やくの玄武岩公園」に存在する。

露頭の崖面は南に面し、高さは約一五メートル、東西幅は約一五〇メートルに及ぶ。上部から、黒色土層、厚み約一メートルの板状節理岩層、層厚一〇メートルを越える柱状節理がよく発達した岩層の順に崖面の層が構成されている。六角柱の柱状節理は、上部ほど横に走る亀裂が多くなり、数一〇センチメートル



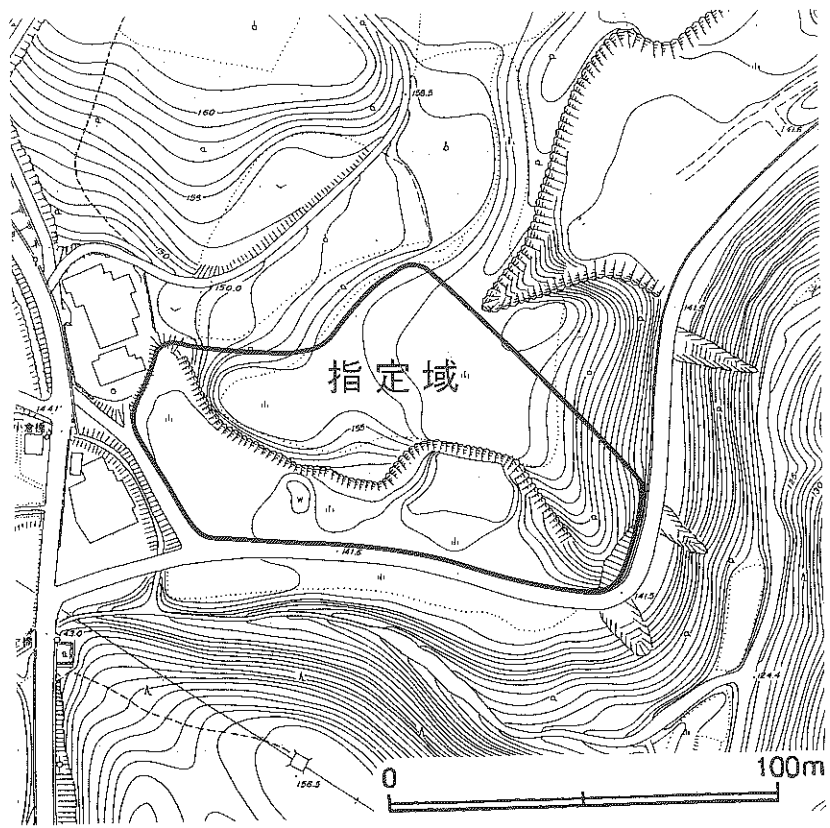
ル厚の板を積み重ねたように見える。露頭の西部では、溶岩流の影響により柱状節理の発達が上部で湾曲した状態を見て取ることができる。

平成四年（一九九二）に夜久野町の史跡に指定され、地元住民の維持、清掃などの協力を得ながら、一帯を「やくの玄武岩公園」として同町が整備、管理を行っている。

顕著な火山地形が少ない京都府にあって、新生代第四紀の火山活動により形成された玄武岩台地である夜久野高原の地質学的特色を如実に観察できる玄武岩露頭として、極めて価値が高い。

（石田裕一）

※「節理」…溶岩などが冷却固結した際に形成される規則的な割れ目



夜久野玄武岩柱状節理周辺地形図



夜久野玄武岩柱状節理 西半部露頭（夜久野町小倉）

文化財環境保全地区

法常寺文化財環境保全地区

(決定)

亀岡市畑野町千ヶ畑藤垣内一番ほか
宗教法人 法常寺

法常寺は、大梅山法常寺と号する臨濟宗妙心寺派の寺院で一絲文守(一六〇八～四六)を開山とし、亀岡市畑野町千ヶ畑に所在する。ここは、亀岡市の西部に位置し、南は大阪府、北は半国山で船井郡と接している。

一絲は、慶長十三年(一六〇八)岩倉具堯の三男として生まれ、雪峯梵峯や沢庵宗彭に学び、寛永六年(一六二九)沢庵が紫衣事件で出羽に流されたときは彼に従い、帰京後は洛西西岡村に隠棲した。寛永九年、丹波千ヶ畑に草庵を結び、後にこれを桐江庵と称し閑居していたが、寛永十八年、後水尾上皇から宮中旧殿の寄進を受けて、食堂、庫裏、唐門などを造営し、法常寺の開創となった。一絲は二年後には近江の永源寺に移るものの、二年後には病に倒れ、三十九歳の若さで示寂する。一絲没後も法常寺に対する上皇の帰依は変わらず、寛文六年(一六六六)には宸筆「法常寺」の勅額が下賜され、延宝六年(一六七八)、一絲の三十三回忌に勅願寺となった。以来、明治に至るまで、歴代天皇や親王家、近衛、烏丸等の諸堂上家の崇敬を集めたことから、当寺には開山の一絲をはじめ歴代天皇家、公家から贈られた資料が多く伝承されている。寺宝の中心は、一絲文守と後水尾上皇に係る資料だが、貴重な歴史資料として三五五点が京都府指定文化財となっている。

当寺の敷地は、半国山の南麓斜面に位置しており、南北に長い谷間を埋め、高い石垣を作って平坦地を造成し伽藍を形成している。仏殿は、鐘楼と開山堂が付属する複合建築になっており、仏殿側面の鐘楼は屋根を一続きに葺く珍しい形態である。建立は、近年の調査で発見された棟札から安永三年(一七七四)

の上棟であることが判明しており、亀岡市指定文化財となっている。仏殿の本尊は釈迦如来像で、もとは京都市北区西賀茂の靈源寺に安置されていたが、後に当寺に移されたものという。開山堂は寛政年間の造営と伝え、仏殿より一段高い基壇上に建ち、向かって左に後水尾上皇、右に一絲文守の木像を安置している。

方丈と庫裏は明治十年に焼失したが、その後旧規に復された。勅使門は宮中の旧殿とともに移された平唐門に当たるといだが、この門は禅宗様の門であることから伝承とは異なっている。寺院記録によれば、正徳六年(一七一六)の上梁銘があるということで、様式上からみてもこの頃の建築と考えられる。

方丈の南北にある庭園は、府指定名勝である。北庭は、東西一三メートル、南北約三メートルの園池を中心とし、正面には滝、左側には石橋が架けられ、手水鉢と宝篋印塔が点景として置かれる。南庭は、もともと現地にあった巨岩を利用したもので、岩の前に小池を掘り、山から流れてきた谷水を園路に沿って注ぎ込ませている。北庭の池や南庭の巨岩は、元禄年間(一六八八～一七〇四)の作とされる第四世晦之の「大梅十二詠」に詠まれた池や岩に該当するならば創建当初に遡る可能性がある。しかし、北庭では滝が落ちている部分の石組が以前からあった石垣を崩して築き直していること、園池周囲の石組が小振りな石を使用していることなどから、江戸時代中期頃の作庭と考えられる。

半国山南麓の斜面地にある伽藍背後の森林は、桐江庵跡のある標高四五〇メートル付近まではスギ、ヒノキの植林木が主流だが、そこから山側は地形や土質によって異なるものの、薪炭用の開墾地でありアカマツやコナラが優占している。境内地にはモミの高木が点在し、参道の両側にはモミジやカエデも多く秋の紅葉時期には印象的な光景を見せる。

このように、法常寺とその周辺約一・四ヘクタールは、閑寂な山中の木々に囲まれた環境の中にあり、名勝庭園をはじめ、開山遺髪塔や桐江庵跡を取り囲む境内地の諸要素が複合して優れた寺院環境を保っており、各種の文化財を保全するためには欠かすことのできない地域となっている。

(原田三壽)



石垣と仏殿（参道から）



桐江庵跡

文化財紹介シリーズ⑥〔建造物編〕

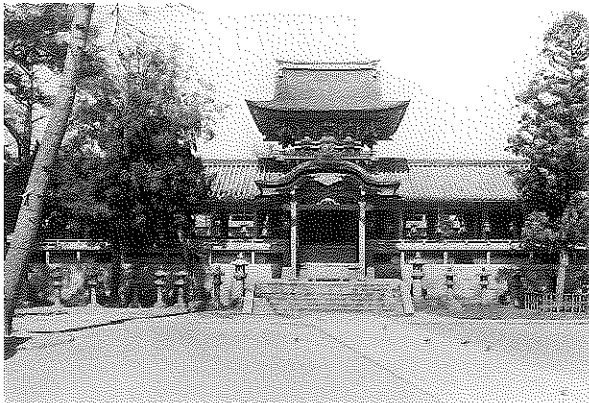
建造物文化財指定・登録制度の歴史

はじめに

現在、京都府内には重要文化財二八五件五四五棟（内、国宝四八件六十棟）、府指定・登録文化財計一六八件の建造物が保護されている。しかしこれらの建造物保護制度は、一足飛びに完成したものではない。明治以降の長い歴史の中で、どのような建造物が国民や府民の財産として認められるのか。このような視点からの価値判断を行い、時代とともに作り上げられてきたものである。明治三十年（一八九七）に古社寺保存法ができて百年を越えたことより、改めて建造物保護の歴史を振り返ってみることにする。

古社寺保存法の時代

国が法律のうえではじめて建造物の保護を行ったのは、明治三十年（一八九七）六月に公布された古社寺保存法であった。この法律は、明治以降廃仏毀釈や社寺等の持っていた領地を政府の所管とする土地によって疲弊していた社寺に対して、およそ元禄十六年（一七〇三）以前に創立された社寺で、二百年以上前に建設された建造物について建築史学や歴史学上の価値を認めて特別保護建造物とする施策であった。明治三十年十二月二十八日の官報告示には全国で四十四件が指定された。京都府において指定を受けた建造物は、神社として北野天満宮・豊国神社唐門・石清水八幡宮、寺院として大徳寺唐門・大報恩寺本堂・往生極楽院阿弥陀堂・法観寺五重塔・清水寺本堂・六波羅密寺本堂・蓮華王院本堂（三十三間堂）・東福寺三門・教王護国寺金堂・同五重塔・愛宕念仏寺本堂・醍醐寺五重塔・三寶院殿堂・法界寺阿弥陀堂・鹿苑寺金閣・平等院鳳凰堂・浄瑠璃寺本堂（九体寺本堂）・同三重塔（九体寺三重塔）、分類上住宅として本願寺飛雲閣・三寶院殿堂（名称は寺院と重なる）の二十二件にのぼった。



石清水八幡宮（楼門・廻廊）



北野天満宮（拝殿）

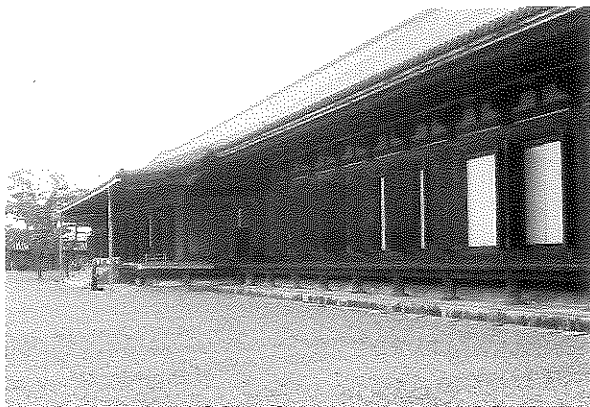


大報恩寺本堂

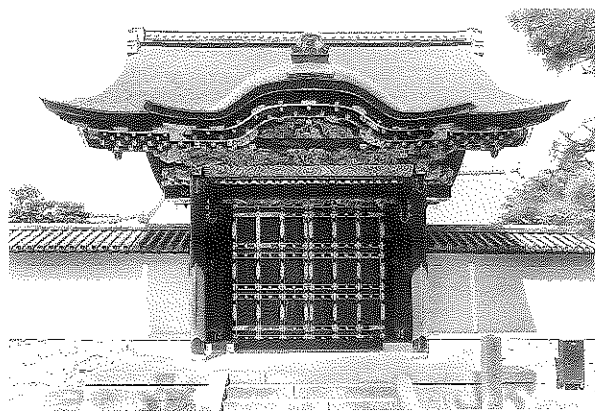


豊国神社唐門

明治30年の古社寺保存法により最初に指定された建造物



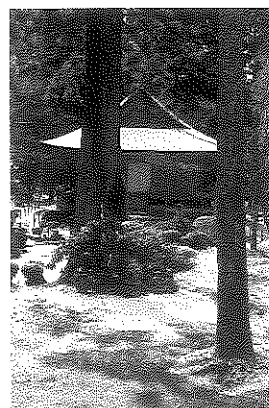
蓮華王院本堂 (三十三間堂)



大徳寺唐門



法界寺阿弥陀堂



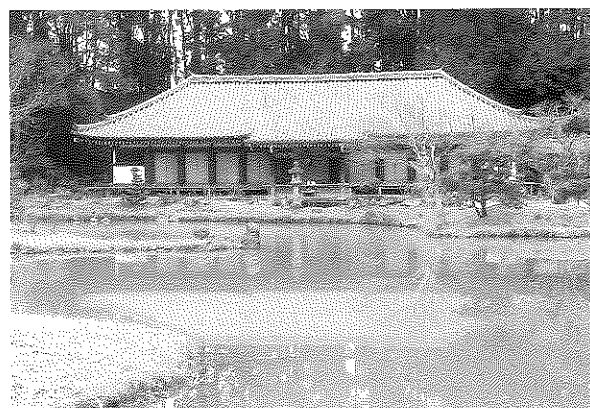
往生極楽院阿弥陀堂



愛宕念仏寺本堂



法観寺五重塔



浄瑠璃寺本堂



六波羅蜜寺本堂

明治30年の古社寺保存法により最初に指定された建造物

現在ではそのほとんどが国宝に指定されている、京都府内における重要な建造物ばかりであった。

この法律では、名称の示すとおり神社や寺院が所有している建造物のみが保護の対象とされた。指定は毎年行われ、法律が大きく変更される昭和四年（一九二九）までの三十三年間に全国で八四五件（二〇八一棟）の指定が行われた。

国宝保存法の時代

昭和四年（一九二九）になると、当時国ないし地方自治体が管理していた城郭建築も修理を必要とする時期に達しており、早急な保護政策が検討され、保護対象が拡大した。さらに、個人所有の建造物についても保護の必要性が検討された。これにより、京都では二条城、その他姫路城・名古屋城等の城郭や居館の建築、徳川家所有の芝及び上野の徳川家霊廟、あるいは原家所有の神奈川県三溪園諸建物のような個人コレクションの指定が可能になった。また、民家の指定も可能となり、その第一号として、大阪府羽曳野市の吉村家住宅が指定された。京都府においては、小川家住宅（京都市中京区）が昭和十九年に指定を受けている。

この法律により古社寺保存法時の特別保護建造物を含めて、すべて国宝と呼ばれることとなった。建造物の国宝指定は格段に進み、昭和四年から昭和二十五年までに二九七件（七九〇棟）が新たに加えられた。

文化財保護法の成立

昭和二十五年（一九五〇）八月には、これまでの国宝保存法・重要美術品等ノ保存に関する法律・史蹟名勝天然記念物保存法等を総合的にまとめた文化財保護法が施行された。これにより初めて「文化財」という概念が用いられ、これまで指定を受けた建造物を重要文化財と呼び、その中から世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝となるものを国宝に指定する二段階方式をとりいれることとなった。

以後、今日まで文化財保護法は、改定を繰り返して制度の補完を行ってきた

身近な文化財 ←		→ 古い時代の特定の文化財		文化財の性格
近代和風建築 近代化遺産	洋風建築 近世社寺建築	城郭建築 民家	社寺建築	建造物 文化財として 対象となる 建造物(群)
伝統的建造物群保存地区 (昭和50年~)	文化財環境保全地区 (京都府条例：昭和58年~)			
(登録有形文化財)	文化財保護法	国宝保存法	古社寺保存法	関係法令
平成8年~	昭和25年~	昭和4年~	明治30年~	年代

建造物に関する文化財年表

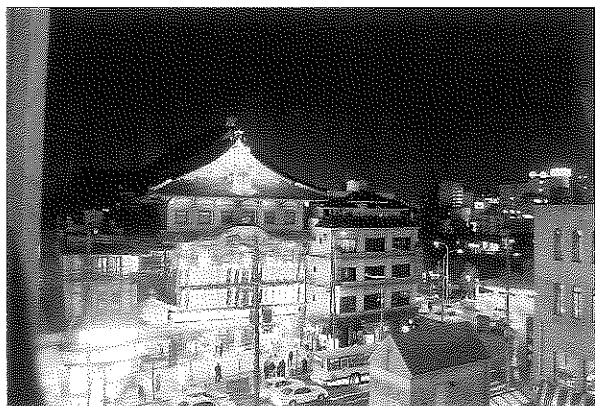
いる。建造物の指定等に関係するものとしては、以下の各年の改定がある。

文化財保護法の改正（昭和五十年）

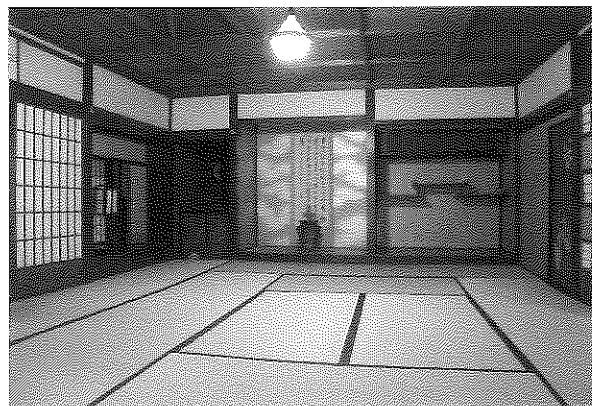
昭和五十年（一九七五）には、伝統的建造物群保存地区の制度が取り入れられた。これは、それまで単体として建造物を指定してきた点と異なり、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群を地区全体で保存できる点で、これまでにない画期的な制度であった。さらに選定方法についても、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区について、文部科学大臣が、わが国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に選定する方法を取り、市町村の役割とそこに住む人たちの主体性が重視されている点も特筆できる。京都府内では、昭和五十一年に産寧坂・祇園新橋地区、昭和五十四年に嵯峨鳥居本地区、昭和六十三年には上賀茂地区が、さらに平成五年に美山町北地区、平成十七年には伊根町伊根浦が国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、京都府は全国一の重要伝統的建造物群保存地区数を誇っている。

文化財保護法の改正（平成八年）

平成八年（一九九六）には、前年に発生した阪神淡路大震災の際、未指定文化財が数多く消滅した反省から、登録有形文化財（建造物）の制度が整えられた。この制度は、国及び地方の指定になっていない建造物のうち、保存の価値のあるものを登録しておく制度であり、概ね築後五十年を経過した建造物が対象となった。登録の方法も、自薦・他薦が可能であり、保存したい建物について、所有者の同意を得た上で、市町村が推薦する形を取っている。平成十七年六月一日現在全国で四六〇九件が登録されている。京都府内では、京都市の南座や祇園甲部歌舞練場、舞鶴市のホフマン窯、福知山市の惇明小学校本館等、一九六件となっている。



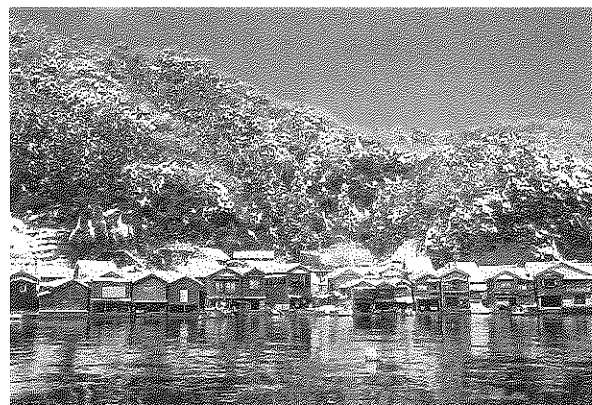
南座（登録有形文化財）



小川家住宅



福知山市立惇明小学校本館（登録有形文化財）



伊根町伊根浦伝統的建造物群保存地区

京都府の取り組み

これまで、述べてきた国の制度による文化財の保護と平行して、京都府教育委員会でも、昭和五十八年（一九八三）に京都府文化財保護条例を施行し、京都府内の建造物に対する指定・登録制度を実施している。京都府の条例では、全国でいち早く登録制度を取り入れ、各市町村と協力して文化財の保護を図れる仕組みとした点や、建造物等と一体となって環境を保全している境内等の敷地について、文化財環境保全地区を決定できる制度など、国の制度より一足進んだ制度となっている。平成十七年六月現在、建造物の指定九十件、登録七十八件、文化財環境保全地区は六十六件となっている。

さらに、京都府では国の指定文化財の修理について、明治三十年より今日まで文化財所有者からの依頼を受けて、専門の職員を派遣するなどして事業を進めている。

法律や条例以外の取り組み

法律や条例以外による取り組みの中にも各時代の特色が現れており、いわゆる緊急（総合）調査と呼ばれるものが、全国で行われている。

国での取り組みは、昭和四十一年から昭和五十二年にかけて、民家の緊急調査が行われた。これは、高度成長期に急速に開発が進み、これまでの住宅である民家が一齐に解体されていた時期であった。その民家の建築史的・歴史的な価値付けをするために調査は行われた。京都府では、昭和三十九年より府独自の事業として取り組み、さらに、昭和四十八年には国庫補助を受け、昭和五十年までに計七冊の報告書を刊行した。またその調査結果を受けて、昭和四十七年には石田家（美山町）・旧岡花家（綾部市・旧所在地瑞穂町）が、昭和五十年には行永家（舞鶴市）・遠山家（亀岡市）・伊佐家（八幡市）・澤井家（京田辺市）・小林家（美山町）が重要文化財に指定された。

さらに、国の補助事業として、昭和五十二年から平成二年にかけて、近世社寺建築の緊急調査が実施されている。この事業は、これまであまり評価されていなかった各地にある江戸時代の社寺建築について総合的に調査を実施したもの



行永家住宅（民家緊急調査：舞鶴市）



京都府庁旧本館（京都府指定第一号、現在は重要文化財）



小林家住宅（民家緊急調査：美山町）



法常寺文化財環境保全地区（亀岡市）

である。京都府では、昭和五十一年より昭和五十七年の七箇年にわたり調査を実施し、昭和五十九年三月までに五冊の報告書を刊行している。この中から昭和五十九年には、正法寺本堂・大方丈・唐門（八幡市）が、昭和六十一年には眞正極楽寺本堂・良正院本堂・表門等が重要文化財に、平成十四年には知恩院本堂（御影堂）と三門が国宝の指定を受けている。

平成に入ると文化財の範囲がこれまで以上に拡大される傾向が出てくる。その中で国が平成二年から取り組んだ調査が、近代化遺産である。これは明治以降、日本が近代化の中で新しく西洋から取り入れた技術を表した建造物であり、近年急速に解体が進んでいる分野である。京都府では、平成八年から十年にかけての三箇年、緊急（総合）調査を実施した。その結果、平成十五年には舞鶴旧鎮守府水道施設が、平成十六年には京都府庁旧本館と梅小路機関車庫が国の重要文化財に指定された。さらに、京都府では平成十七年に丹後震災記念館が府指定文化財となっている。

さらに平成四年からは国が近代和風建築総合調査を開始している。これは、明治期から昭和二十年までの間に発展した伝統的な和風の技術・意匠の建築について調査を行うものであり、わたしたちの身近にある建物について、建築史的・歴史的な評価をするものである。全国では十九道府県が調査を実施しており、京都府においても今後調査を実施したいと考えている。

国際的な取り組み

昭和二十一年（一九四六）に、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関として、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）がフランスのパリに創設された。このユネスコで昭和四十七年（一九七二）に採択されたものが、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条例（世界遺産条例）である。日本でも平成四年（一九九二）に批准し、翌年には法隆寺地域の仏教建造物と白神山が登録された。現在全国で十三地区が登録されている。京都府に関係するものは、平安遷都二二〇〇年の年に当たる平成六年（一九九四）に、古都京都の文化財として登録



舞鶴旧鎮守府水道施設（近代化遺産）



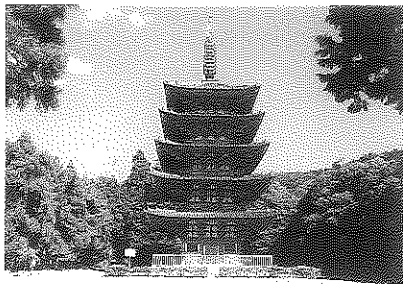
知恩院本堂（近世社寺）



梅小路機関車庫（近代化遺産）



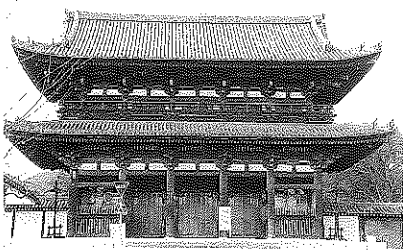
正法寺本堂（近世社寺：八幡市）



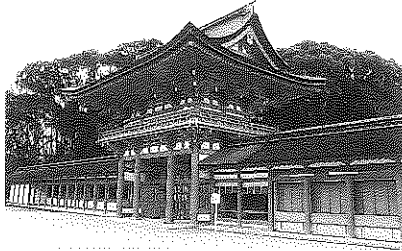
6. 醍醐寺 (五重塔)



1. 賀茂別雷神社 (楼門)



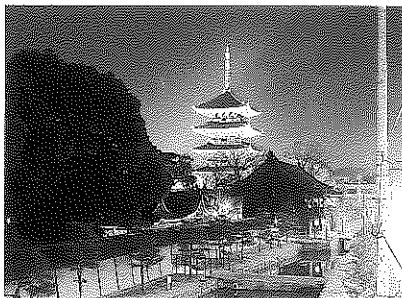
7. 仁和寺 (二王門)



2. 賀茂御祖神社 (楼門・東西廻廊)



8. 平等院 (鳳凰堂)



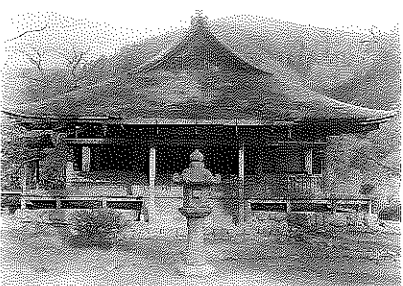
3. 教王護国寺 (南大門・五重塔)



9. 宇治上神社 (本殿)



4. 清水寺 (本堂)



10. 高山寺 (石水院)



5. 延暦寺 (釈迦堂)

を受け、下鴨神社、上賀茂神社、西芳寺、高山寺、清水寺、延暦寺、東寺、醍醐寺、仁和寺、平等院、宇治上神社、天龍寺、西本願寺、金閣寺、龍安寺、銀閣寺、二条城の社寺等が含まれている。

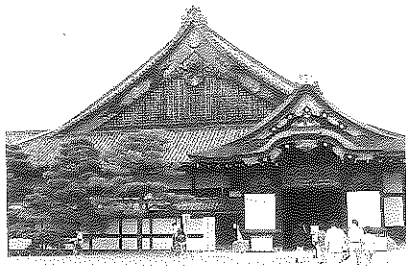
まとめ

以上見てきたように、歴史的建造物を取りまく環境はますますわたしたちの身近に、そして国際的に広がりを持ってきており、これからも豊かな心を育て、豊かな文化を築いてゆくために、歴史的建造物の保存を図って行きたい。

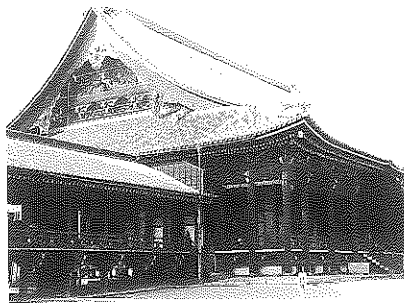
(平井俊行)

参考文献

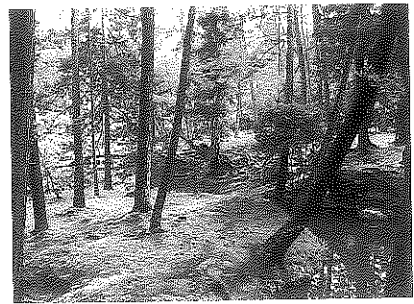
- 関野克『文化財と建築史』鹿島研究所出版会 一九六九年
- 『文化財保護の現状と問題』文化庁編 一九七〇年
- 『文化財講座 日本の建築』5 近世Ⅱ・近代
- 『建造物保存事業』日名子元雄 第1法規 一九七六年
- 太田博太郎『建築史の先達たち』彰国社 一九八三年
- 『我が国の文化と文化行政』文化庁 一九八八年
- 『建造物要覧』文化庁文化財保護部建造物課 一九九〇年
- 『新建築学体系』50「歴史的建造物の保存」彰国社 一九九九年



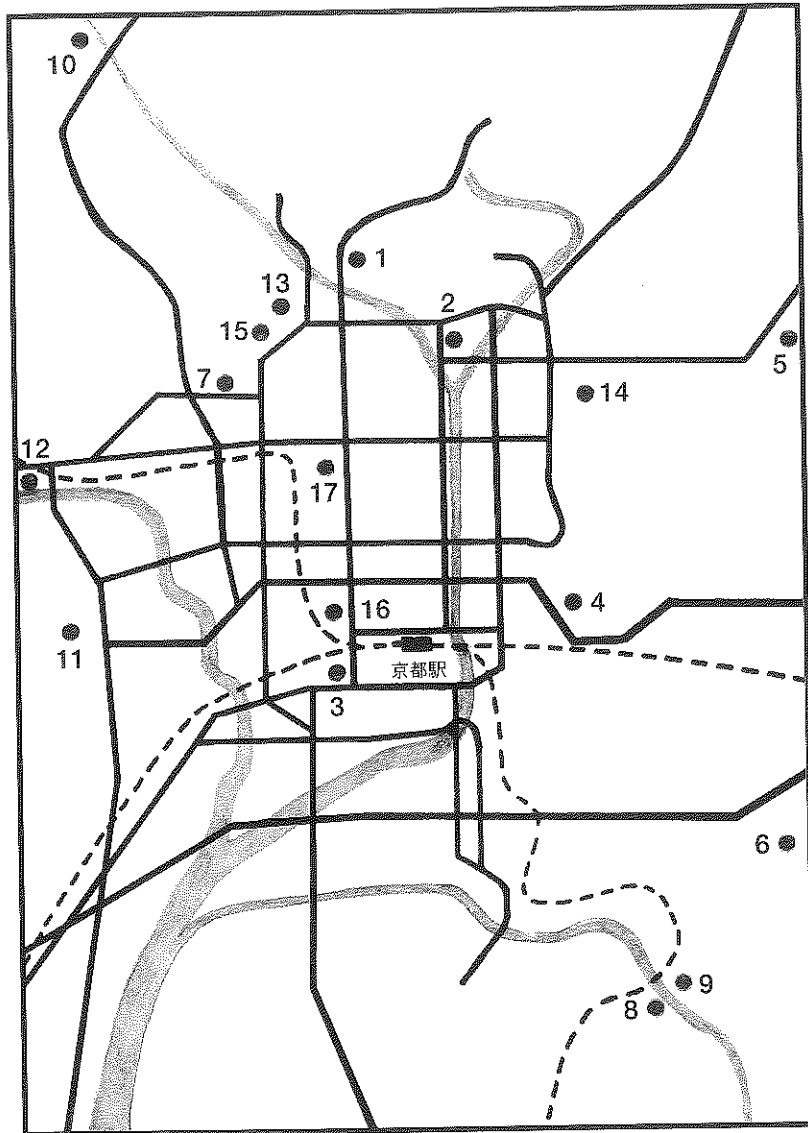
17. 二条城 (二の丸御殿)



16. 本願寺 (本堂)

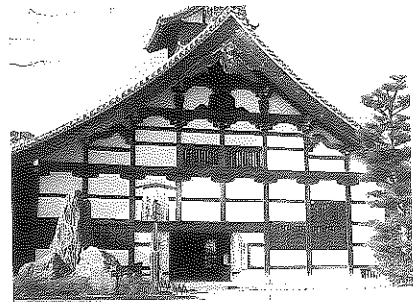


11. 西芳寺 (庭園)



世界遺産「古都京都の文化財」

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 賀茂別雷神社 (上賀茂神社) | 10. 高山寺 |
| 2. 賀茂御祖神社 (下鴨神社) | 11. 西芳寺 (苔寺) |
| 3. 教王護国寺 (東寺) | 12. 天竜寺 |
| 4. 清水寺 | 13. 鹿苑寺 (金閣寺) |
| 5. 延暦寺 | 14. 慈照寺 (銀閣寺) |
| 6. 醍醐寺 | 15. 龍安寺 |
| 7. 仁和寺 | 16. 本願寺 (西本願寺) |
| 8. 平等院 | 17. 二条城 |
| 9. 宇治上神社 | |



12. 天竜寺 (庫裡)



13. 鹿苑寺 (金閣)



14. 慈照寺 (銀閣)



15. 龍安寺 (石庭)

京都府指定・登録文化財、文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成17年7月1日現在)

種別	建造物		美術工芸品							無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物			合	文化財環境保全地区	選定保存技術選定	総計			
	件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料			小計	風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝					天然記念物	小計	
指定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1		△2 15	(認定1) 1	△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△5 40	15		△6 55		
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1	△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9		△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2		1	△1 1		△2 10	1	1	6	7	△1 2	△1 3	1	△1 6	△4 31	11		△4 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1	△1 11					△1 2	1	2	△1 5	△3 23	4			△2 27	
	61	△1 10	△15 39		1		1	1			3				2	1	2	5	△1 18	5			△2 23	
	62		3	8	3	3		△1 4	2		△1 12				1	1	1	3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1		11					1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1		△1 18	
	元	4	9	2	1		△1 2	1	1	1	7	(認定1) △1 2	1					2	△2 16	1			△2 17	
	2	1	1	1	1	4		5	1		12		3		3		1	1	2	△1 18	2	(認定2) △1 2		△1 22
	3		△1 6	12	3	2	4	2	1		12	(認定4) △3 4							△4 22		(認定1) △1 1		△4 23	
	4	△1 4	△4 16	1	1				1		3				1		1	2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1		1		5					1		1	△1 11	1			△1 12	
	6		2	9	2	2	1		3	1	9	(認定2) △1 2			1			1	△1 14	1			△1 15	
	7		2	6		2	2		2	1	9	(認定2) △1 1							△1 12	1			△1 13	
	8		3	6	2	2	1		2		9								△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16	
	9		3	9	1	1	1	1	2	1	8	(認定2) 1			1			1	△1 13	1			△1 14	
10		3	14	2	1	1		1	1	8						1	1	△1 12	1			△1 13		
11		2	17	2	2		1	1		6					1		1	△1 9	1			△1 10		
12	△1 3	△1 12	2	△1 1	1		2	1	△1 1	△2 8				1			1	△3 12	1	(認定1) △1 1		△4 14		
13		5	20	2	1	1	1	1		7				1			1	△1 13	1			△1 14		
14		4	11	1	1	1	1	1	1	7				1			1	△1 12	1			△1 13		
15		3	10	1	1	2	2		2	8						1	1	△1 12	1			△1 13		
16		3	8	1	1	1	2	2		8	(認定1) 1						1	△1 13	1			△1 14		
指定計	△10 101	△41 298	△1 44	△2 42	37	△1 13	△5 38	△1 18	△1 13	△11 205	(認定13) △6 12	2	△1 7	△1 13	△2 20	△1 21	△1 17	△2 16	△31 54	△31 394	(認定8) △4 7	(認定21) △35 467		
登録	57	▲2 25	▲7 44	▲2 5	2	4		1		▲2 12			6	6				▲4 43				▲4 43		
	58		7	11		2	1			3			4	4			▲1 5	▲1 5	▲1 19				▲1 19	
	59	▲1 11	▲1 15		2					2			5	5			1	1	▲1 19				▲1 19	
	60		5	11	2	2				2	1	1	5	6					▲1 14				▲1 14	
	61		6	9	1	1	2		2	1	8		6	3	9				▲1 23				▲1 23	
	62		4	10		2		2		2	4		2	5	1	6			▲1 16				▲1 16	
	63		1	5									4	1	5				▲1 6				▲1 6	
	元	2	2	8		1				1	1		4	2	3	5			▲1 12				▲1 12	
	2		2	2	2					2	2		1	3	3				▲1 8				▲1 8	
	3		1	1									2	2					▲1 3				▲1 3	
	4	▲1 4	▲1 5					3			3			2	2				▲1 9				▲1 9	
	5		1	1										2	2				▲1 3				▲1 3	
	6		2	3									1	1	1				▲1 3				▲1 3	
	7		2	3									1	1	1				▲1 3				▲1 3	
	8		1	1									1	1	2				▲1 3				▲1 3	
	9		1	4									1	2	3				▲1 4				▲1 4	
10		1	2									2	1	1				▲1 4				▲1 4		
11		1	1				1			1		2	1	1				▲1 5				▲1 5		
12		1	1									1	1	1				▲1 2				▲1 2		
13		1	1									1	1	1				▲1 2				▲1 2		
14		1	1									1	1	1				▲1 2				▲1 2		
15		1	1									1	1	1				▲1 2				▲1 2		
16		1	1															▲1 1				▲1 1		
登録計	▲4 82	▲9 141	▲2 8	▲10 10	9	1	8	1	1	38		12	23	45	68			▲1 6	▲1 6	▲7 206	(認定8) ▲4 7	(認定21) ▲35 467		
合計	△10 ▲4 183	△41 ▲9 439	△1 52	△2 52	46	△1 14	△5 46	△1 19	△1 14	△11 ▲2 243	(認定13) △6 12	14	△1 30	△1 58	△2 88	△1 21	△1 17	▲1 22	▲1 60	△31 ▲7 600	(認定8) ▲4 7	(認定21) ▲35 467		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定及び文化財の焼失により、京都府の登録が取消しとなった件数(棟数)で内数である。
 (4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覽

(平成17年7月1日現在)

種別 市町村	有形文化財														無形文化財		民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	小定登録計	文保全地境區決定	遷定保存技術遷定	合計							
	建造物	美術工芸品										無形文化財	民俗文化財																			
		絵画	彫刻	工芸品		書典	古文書	考古資料	歴史資料	小計	有形		無形																			
				指定	登録									指定	登録	指定	登録	指定								登録	指定	登録				
京都市	41	6	16	13	15	5	9	6	7	71	4	1	1	2	3	1	2	124	8	1	3	136										
向日市	2	1												1	1			4	1			5										
長岡京市	1	2	4				2	1		9						1		10	1	1		12										
大山崎町	1		1		1					2								2	1			3										
宇治市	7	3		3	1		2	2		8					1	2	1	19	3	2		24										
城陽市	4		1						1	1	1			2				1	7	4		12										
八幡市	3	2		1	2		1			4					1	1	1	10	2	2		14										
京田辺市	1	5		2	1		1	1	1	4	2							5	7	6		18										
久御山町	1							1							1				3			3										
井手町	1	1		1			1			1	1						1	3	2	2		7										
宇治田原町	2														1				3	2		5										
山城町	2	3	1								1				1			2	5	3		10										
木津町	3		1	1						1	1			1	1	1		3	5	2		10										
加茂町	1	2	3	2	2	1			1	8	3			3	3	1	1	10	10	3		23										
笠置町	2				1	1				2					1			2	3	1		6										
和束町	1	2	1							3				2	1		1	4	4	1		9										
精華町	1			1						1				1				2	1	1		4										
南山城村	2	2					1			2	1			1				3	3	1		7										
美山町	1	1	1	1						2					8			3	9	2		14										
亀岡市	2	6	1	1	2	2	1		2	7	2			1	2	3	3	14	12	7		33										
園部町	2	2			1	1	1	1		3	1					1		7	3	1		11										
八木町	1	2												1	1	1		3	3	2		8										
丹波町	1	2	2	1	1		1	1		6	2							6	3	1		10										
口吉町	1		1		1	1				1	2			1	1			2	4	1		7										
瑞穂町	2		1							1					1		1	2	3	1		6										
和知町	1	1					1			1				1	2			3	3			6										
綾部市	5	7	1		1	2			1	1	4	2	1		3		1	12	12	5		29										
福知山市	3	2	2		1	2	2	4		10	1			4	1			14	7	3		24										
舞鶴市	6	2	2		2	1	3	2		8	2			1	11		1	15	16	3		34										
夜久野町	1													1	1	1		3	2			5										
三和町	1	1												1	1			2	2	2		6										
大江町	1	1			2					1	2	1					1	4	2			6										
宮津市	5	1	4	2	2	1	2	4	1	1	1	1	16	2		3	2	2	3	1	27	8	36									
加悦町	2	1			1					2					1	2	2	1	9	1		10										
岩滝町	1														1				2	1		3										
伊根町	1	1								1					2	5			3	6		9										
野田川町	1														1			1	2	1		4										
京丹後市	4	5	3	7	2	4		1	1	3	1	1	14	9		3	11	6	1	1	29	25	3	57								
地域定めず																		5	5			5										
合計	91	78	43	8	40	8	37	9	12	1	33	8	17	1	12	1	194	36	6	2	12	18	68	20	16	16	5	363	199	66	3	631
	169	51	48	41	13	41	18	33	230	6	14	86	20	16	21	562																

※国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の消失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

※平成17年10月11日に丹波町・瑞穂町・和知町が合併して京丹波町となっている。

京都の文化財（第二十三集）

平成十七年十月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課